

2.3 水利用

1) 水利権の設定及び利水の状況

事業予定地及びその周辺は、釜房ダムを水源とする茂庭浄水場により配水されている。また、仙台市だけでなく、名取市においても茂庭浄水場により配水されている。

茂庭浄水場の諸元は表 3.2.3-1 に、仙台市配水区域図は図 3.2.3-1 に示すとおりである。

表 3.2.3-1 茂庭浄水場の諸元

浄水場名	茂庭浄水場
河川名	基石川
水源	釜房ダム貯留水
貯水施設	釜房ダム
取水施設	取水塔
取水方法	自然流下
導水施設	隧道 7,234 m 導水管口径 1,100～1,650 mm 3,101 m
浄水施設	高速凝集沈澱池 6池 急速ろ過池 20池
配水能力 (施設能力)	144,500 m ³ /日 (190,500 m ³ /日)
主な配水施設 (配水所)	浄水場内 75,000 m ³ 大年寺山 16,000 m ³
排水管延長	口径 75～1,200 mm 3,542,241 m

注) 配水能力：現行水利権等に基づき配水できる能力。

施設能力：設計に基づく施設の最大能力。

出典：令和5年度 水道事業統計年報（仙台市水道局）

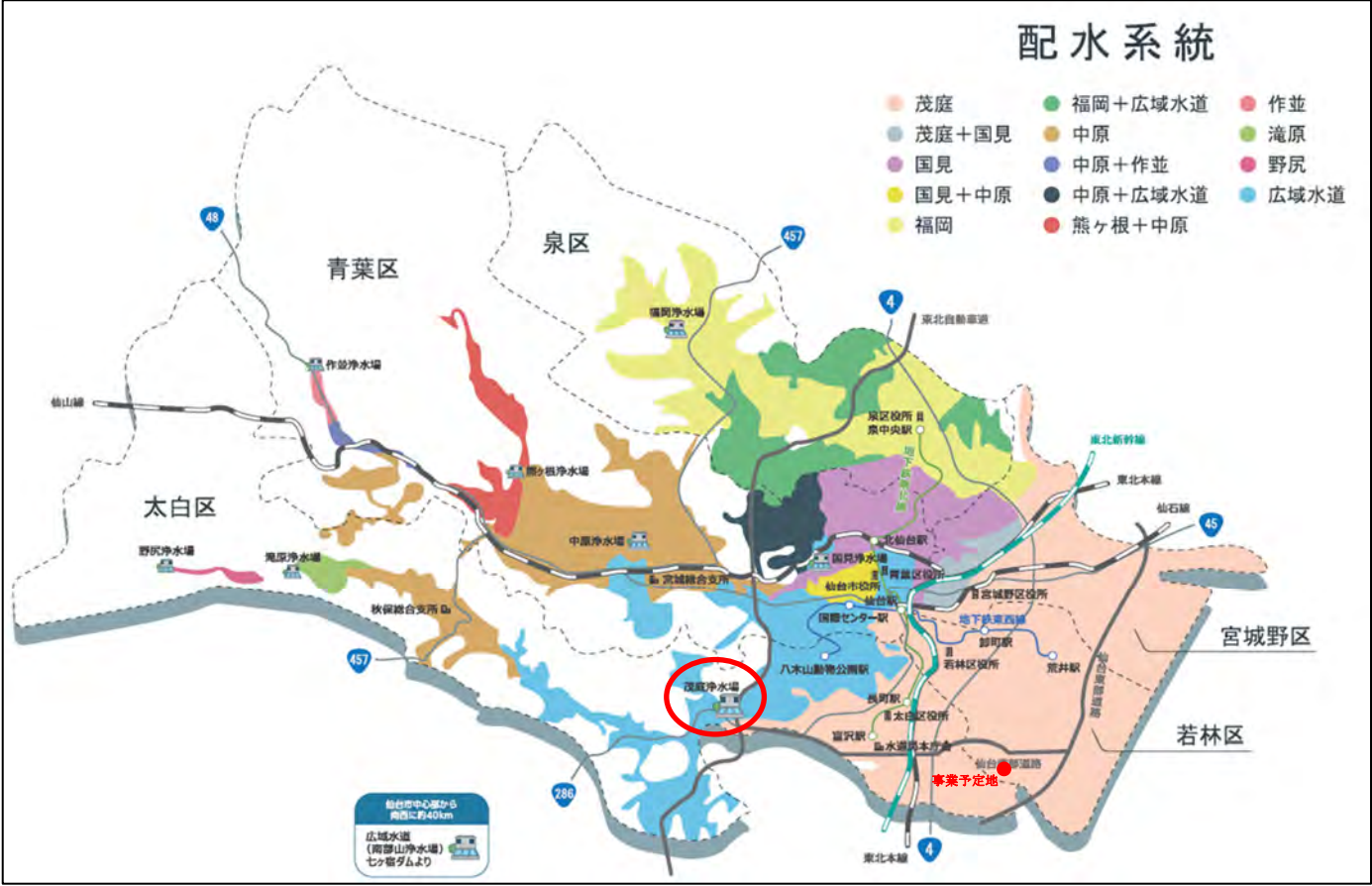


図 3. 2. 3-1 仙台市配水区域図

2) 漁業権の設定の状況

調査範囲において、漁業権が設定されている河川・湖沼及び漁業協同組合は表 3. 2. 3-2 に示すとおりであり、調査範囲では貞山運河、名取川及び広瀬川に対して漁業権が設定されている。

表 3. 2. 3-2 内水面漁業協同組合と漁業権が設定されている河川・湖沼

組合名	漁業権が設定されている河川・湖沼
宮城県漁業協同組合 (仙台支所)	貞山運河
広瀬名取川漁業協同組合	名取川、前川、立野川、碁石川（太郎川含む）、北川、穴戸沢、本砂金川、小屋の沢川、坂元沢、仙人沢、仙人沢左俣、大行沢、広瀬川、新川川、大倉川、矢沢、横川、青下川、豆沢川、釜房ダム、大倉ダム

出典：宮城県内の内水面漁業協同組合（令和6年8月閲覧、仙台市ホームページ）

3) その他河川、湖沼の利用並びに地下水等の利用の状況

河川、湖沼等の状況及び地下水等の利用の状況は「3. 1. 2 水環境 4) 水象」に示したとおりである（p. 3-43～p. 3-51 参照）。

2.4 社会資本整備等

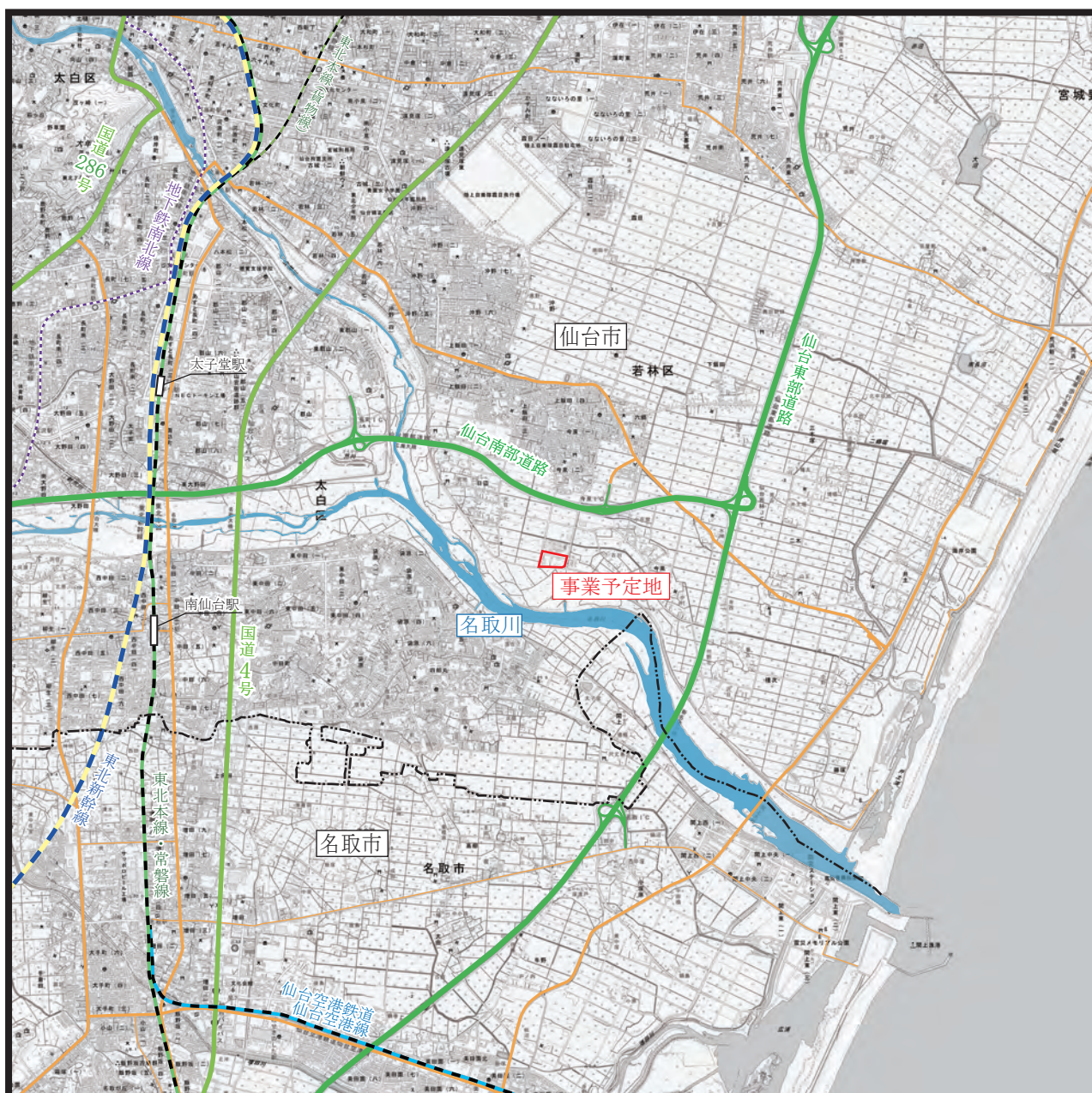
1) 交通

(1) 道路・鉄道等の交通網

道路について、事業予定地の約 450m 北側には仙台南部道路が、約 1.4km 東側には仙台東部道路が通っている。

鉄道について、約 3.6km 西側には東北新幹線及び JR 東北本線・常磐線が通っている。

調査範囲の交通網の状況は、図 3.2.4-1 に示すとおりである。



凡例

□ : 事業予定地

----- : 市町界

— : 国道

— : 高速道路

— : 県道

— : 新幹線

— : JR線

— : 仙台空港鉄道仙台空港線

--- : 地下鉄



S = 1:60,000



「電子地形図 25000（国土地理院）」を加工して作成

図3.2.4-1 交通網

(2) 交通量

① 鉄道

事業予定地の最寄り駅として、JR 東北本線の南仙台駅及び太子堂駅がある。

乗車人数の推移は表 3.2.4-1 に示すとおりである。乗車人数は、いずれの駅も令和2年度に減少し、令和3年度以降は南仙台駅・太子堂駅ともに増加傾向である。

表 3.2.4-1 鉄道旅客輸送の推移（一日平均乗車人数）

単位：人

路線名	駅名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
JR東北本線	南仙台	9,998	10,017	8,058	8,350	9,003
	太子堂	3,936	4,007	3,373	3,580	3,878

出典：仙台市統計書（令和5年版） 仙台市内JR各駅の旅客輸送状況
（令和6年7月閲覧、仙台市ホームページ）

② 道路

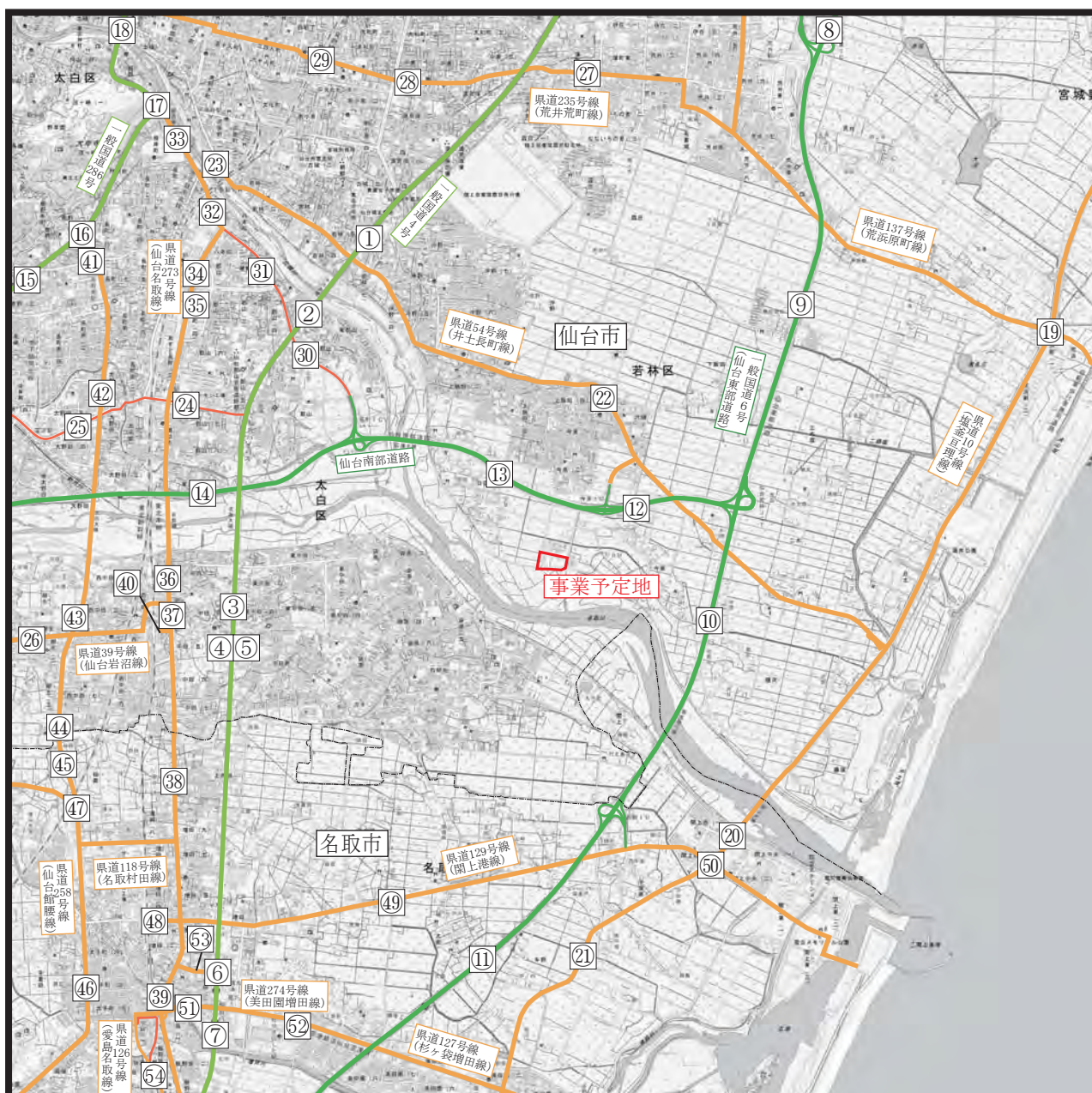
調査範囲における、仙台市による自動車交通量の調査地点は図 3.2.4-2 に、令和3年度の自動車交通量調査結果は表 3.2.4-2 に示すとおりである。

令和3年度全国道路・街路交通情勢調査によると、主要走行ルートとして利用する予定である⑫一般国道 仙台南部道路 今泉～長町及び⑬主要地方道（都道府県道）での調査を行っている。

表 3. 2. 4-2 交通量調査

No.	路線種別	路線名	車線数	観測地点名	昼間12時間交通量			24時間交通量				
					小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計		
1	一般国道	一般国道4号	6	仙台市若林区若林五丁目	43,152 (推定値)	6,967 (推定値)	50,119 (推定値)	62,772 (推定値)	10,402 (推定値)	73,174 (推定値)		
2			6	仙台市太白区郡山四丁目	36,480 (推定値)	3,740 (推定値)	40,220 (推定値)	52,224 (推定値)	6,497 (推定値)	58,721 (推定値)		
3			4	仙台市太白区中田四丁目	29,708 (推定値)	4,089 (推定値)	33,797 (推定値)	42,938 (推定値)	6,406 (推定値)	49,344 (推定値)		
4			4	仙台市太白区中田五丁目	28,225 (推定値)	3,813 (推定値)	32,038 (推定値)	40,767 (推定値)	6,009 (推定値)	46,776 (推定値)		
5			4	仙台市太白区中田五丁目	28,225 (推定値)	3,813 (推定値)	32,038 (推定値)	39,061 (推定値)	5,152 (推定値)	44,213 (推定値)		
6			4	名取市増田字柳田	30,323 (推定値)	2,738 (推定値)	33,061 (推定値)	41,421 (推定値)	4,106 (推定値)	45,527 (推定値)		
7			4	名取市増田一丁目	24,008 (推定値)	3,858 (推定値)	27,866 (推定値)	33,432 (推定値)	5,023 (推定値)	38,455 (推定値)		
8			一般国道6号 (仙台東部道路)	4	仙台東～仙台港	21,782 (推定値)	7,623 (推定値)	29,405 (推定値)	25,889 (推定値)	10,906 (推定値)	36,795 (推定値)	
9				4	仙台若林JCT～仙台東	24,306 (推定値)	9,261 (推定値)	33,567 (推定値)	28,937 (推定値)	13,543 (推定値)	42,480 (推定値)	
10				4	名取～仙台若林JCT	20,008 (推定値)	6,150 (推定値)	26,158 (推定値)	23,794 (推定値)	8,824 (推定値)	32,618 (推定値)	
11				4	名取中央スマート～名取	15,390 (推定値)	5,240 (推定値)	20,630 (推定値)	18,352 (推定値)	7,637 (推定値)	25,989 (推定値)	
12			仙台南部道路	4	仙台若林JCT～今泉	15,113 (推定値)	4,650 (推定値)	19,763 (推定値)	17,823 (推定値)	6,885 (推定値)	24,708 (推定値)	
13				2	今泉～長町	14,094 (推定値)	4,831 (推定値)	18,925 (推定値)	16,594 (推定値)	7,053 (推定値)	23,647 (推定値)	
14				2	長町～山田	10,681 (推定値)	4,924 (推定値)	15,605 (推定値)	12,630 (推定値)	7,471 (推定値)	20,101 (推定値)	
15		6		仙台市太白区鹿野3丁目15	22,358 (推定値)	2,347 (推定値)	24,705 (推定値)	27,964 (推定値)	4,400 (推定値)	32,364 (推定値)		
16		一般国道286号	6	仙台市太白区鹿野1丁目4-8	29,720 (推定値)	1,630 (推定値)	31,350 (推定値)	37,003 (推定値)	4,692 (推定値)	41,695 (推定値)		
17			6	仙台市太白区根岸町1	41,089 (推定値)	2,072 (推定値)	43,161 (推定値)	51,116 (推定値)	5,856 (推定値)	56,972 (推定値)		
18			6	仙台市青葉区土樋1丁目10、11	34,598 (推定値)	2,684 (推定値)	37,282 (推定値)	46,838 (推定値)	3,493 (推定値)	50,331 (推定値)		
19			2	仙台市若林区荒浜新堰端	4,802 (推定値)	3,361 (推定値)	8,163 (推定値)	6,493 (推定値)	4,772 (推定値)	11,265 (推定値)		
20		主要地方道 (都道府県道)	塩釜亘理線	2	名取市関山西1丁目	12,812 (推定値)	5,409 (推定値)	18,221 (推定値)	16,412 (推定値)	6,546 (推定値)	22,958 (推定値)	
21				記載なし	7,629 (推定値)	3,913 (推定値)	11,542 (推定値)	10,053 (推定値)	4,952 (推定値)	15,005 (推定値)		
22			井土長町線	2	仙台市若林区六郷2-23	6,135 (推定値)	506 (推定値)	6,641 (推定値)	7,259 (推定値)	909 (推定値)	8,168 (推定値)	
23				4	仙台市若林区河原町2丁目13	10,575 (推定値)	982 (推定値)	11,557 (推定値)	14,812 (推定値)	1,136 (推定値)	15,948 (推定値)	
24			主要地方道 (指定市市道)	仙台南環状線	2	仙台市太白区諏訪町13	6,795 (推定値)	575 (推定値)	7,370 (推定値)	8,043 (推定値)	1,022 (推定値)	9,065 (推定値)
25					2	仙台市太白区大野田5丁目	9,285 (推定値)	317 (推定値)	9,602 (推定値)	10,840 (推定値)	875 (推定値)	11,715 (推定値)
26					4		(推定値)	(推定値)	(推定値)	(推定値)	(推定値)	(推定値)
27			主要地方道 (都道府県道)	仙台岩沼線	4	仙台市太白区柳生2丁目1-1	10,189 (推定値)	639 (推定値)	10,828 (推定値)	12,143 (推定値)	1,284 (推定値)	13,427 (推定値)
28		一般都道府県道	荒井荒町線	2	記載なし	8,234 (推定値)	470 (推定値)	8,704 (推定値)	9,801 (推定値)	992 (推定値)	10,793 (推定値)	
29	2			仙台市若林区遠見塚2丁目1	8,614 (推定値)	378 (推定値)	8,992 (推定値)	10,226 (推定値)	924 (推定値)	11,150 (推定値)		
30	2			仙台市若林区保寿院前丁	6,697 (推定値)	316 (推定値)	7,013 (推定値)	7,959 (推定値)	737 (推定値)	8,696 (推定値)		
31	指定市の 一般市道	仙台市道元寺小路郡山線	4	仙台市太白区東郡山2丁目49	8,723 (推定値)	677 (推定値)	9,400 (推定値)	10,417 (推定値)	1,239 (推定値)	11,656 (推定値)		
32			4	仙台市太白区八本松2丁目9	11,772 (推定値)	581 (推定値)	12,353 (推定値)	14,131 (推定値)	1,310 (推定値)	15,441 (推定値)		
33	一般都道府 県道	仙台名取線	4	仙台市太白区あすと長町1丁目1-1	17,150 (推定値)	585 (推定値)	17,735 (推定値)	20,865 (推定値)	1,836 (推定値)	22,701 (推定値)		
34			4	仙台市太白区根岸町6	16,846 (推定値)	868 (推定値)	17,714 (推定値)	20,448 (推定値)	2,049 (推定値)	22,497 (推定値)		
35			6	仙台市太白区あすと長町1丁目1-1	11,460 (推定値)	403 (推定値)	11,863 (推定値)	13,729 (推定値)	1,100 (推定値)	14,829 (推定値)		
36			6	仙台市太白区あすと長町2丁目1-1	14,752 (推定値)	503 (推定値)	15,255 (推定値)	17,766 (推定値)	1,455 (推定値)	19,221 (推定値)		
37			2	仙台市太白区中田3丁目9-5	8,579 (推定値)	461 (推定値)	9,040 (推定値)	10,204 (推定値)	1,006 (推定値)	11,210 (推定値)		
38			2	仙台市太白区中田3丁目1	8,882 (推定値)	487 (推定値)	9,369 (推定値)	10,566 (推定値)	1,051 (推定値)	11,617 (推定値)		
39			2	名取市上余田字市坪	8,314 (推定値)	372 (推定値)	8,686 (推定値)	9,803 (推定値)	881 (推定値)	10,684 (推定値)		
40			2	名取市飯野坂1丁目4	6,996 (推定値)	451 (推定値)	7,447 (推定値)	8,264 (推定値)	896 (推定値)	9,160 (推定値)		
41		南仙台停車場線	2	記載なし	1,974 (推定値)	40 (推定値)	2,014 (推定値)	2,281 (推定値)	176 (推定値)	2,457 (推定値)		
42			6	仙台市太白区鹿野1丁目4-8	14,601 (推定値)	530 (推定値)	15,131 (推定値)	17,946 (推定値)	1,724 (推定値)	19,670 (推定値)		
43		仙台館腰線	6	仙台市太白区大野田1丁目6	22,338 (推定値)	549 (推定値)	22,887 (推定値)	27,412 (推定値)	2,341 (推定値)	29,753 (推定値)		
44			4	仙台市太白区西中田3丁目24	23,600 (推定値)	1,035 (推定値)	24,635 (推定値)	29,046 (推定値)	2,979 (推定値)	32,025 (推定値)		
45			4	仙台市太白区柳生2丁目1-1	20,244 (推定値)	778 (推定値)	21,022 (推定値)	24,786 (推定値)	2,332 (推定値)	27,118 (推定値)		
46			4	名取市田高字神明	20,637 (推定値)	614 (推定値)	21,251 (推定値)	25,198 (推定値)	2,216 (推定値)	27,414 (推定値)		
47			5	名取市大手町四丁目	20,127 (推定値)	707 (推定値)	20,834 (推定値)	24,363 (推定値)	2,096 (推定値)	26,459 (推定値)		
48			名取村田線	2、3、4	名取市田高字南	14,236 (推定値)	936 (推定値)	15,172 (推定値)	17,296 (推定値)	1,972 (推定値)	19,268 (推定値)	
49		名取停車場線	2	記載なし	2,252 (推定値)	129 (推定値)	2,381 (推定値)	2,614 (推定値)	291 (推定値)	2,905 (推定値)		
50			2	名取市下余田字木戸	8,304 (推定値)	1,242 (推定値)	9,546 (推定値)	10,013 (推定値)	1,824 (推定値)	11,837 (推定値)		
51		関上港線	2	名取市関上西2丁目	5,158 (推定値)	736 (推定値)	5,894 (推定値)	6,111 (推定値)	1,080 (推定値)	7,191 (推定値)		
52	4		名取市増田1丁目7、8	13,094 (推定値)	745 (推定値)	13,839 (推定値)	15,850 (推定値)	1,587 (推定値)	17,437 (推定値)			
53	4		名取市杜せきのした3丁目、5丁目	8,886 (推定値)	386 (推定値)	9,272 (推定値)	10,469 (推定値)	936 (推定値)	11,405 (推定値)			
54	愛島名取線	1	名取市増田1丁目12	2,409 (推定値)	28 (推定値)	2,437 (推定値)	2,822 (推定値)	176 (推定値)	2,998 (推定値)			
		2	名取市飯野坂4丁目8	2,729 (推定値)	74 (推定値)	2,803 (推定値)	3,146 (推定値)	246 (推定値)	3,392 (推定値)			

出典：令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査（国土交通省）



凡例

- : 事業予定地
- : 市町界
- : 国道
- : 県道
- : 高速道路
- : 市道



S = 1:60,000



「電子地形図 25000 (国土地理院)」を加工して作成

図3.2.4-2 交通量調査地点

出典：令和3年度全国道路・街路交通情勢調査
一般交通量調査結果WEBマップ

2) 上水道・下水道等

(1) 上水道

仙台市及び名取市の水道施設状況及び水道普及状況の推移は、表 3.2.4-3 及び表 3.2.4-4 に示すとおりである。

仙台市及び名取市給水人口の大部分を上水道でまかなっており、令和3年度の水道普及率は仙台市で99.7%、名取市で99.9%である。

表 3.2.4-3 水道施設状況

区域	項目	箇所数 (箇所)	計画給水人口または 確認時給水人口 ^{注1} (人)	現在給水人口 ^{注2} (人)
仙台市	上水道	1	1,059,700	1,059,286
	簡易水道	0	0	0
	専用水道（自己水源のみによるもの）	8	460	210
	専用水道（上記以外）	48	16,888	3,626
	合計	57	1,060,160	1,059,496
	行政区域内総人口(人)	1,062,285		
	普及率(%) ^{注3}	99.7		
名取市	上水道	1	82,000	79,239
	簡易水道	0	0	0
	専用水道（自己水源のみによるもの）	2	1574	85
	専用水道（上記以外）	3	2,077	126
	合計	6	83,574	79,324
	行政区域内総人口(人)	79,439		
	普及率(%) ^{注3}	99.9		

注1) 計画給水人口：上水道及び簡易水道 確認時給水人口：専用水道

注2) 現在給水人口の合計は、上水道、簡易水道及び専用水道（自己水源のみによるもの）の合計である。

注3) 普及率＝現在給水人口/行政区域内人口×100

出典：宮城県の水道（令和3年度）（令和6年7月閲覧、宮城県ホームページ）

表 3.2.4-4 水道普及状況の推移

区域	年度	行政人口 (人)	給水人口 (人)	各年度末
				普及率 (%)
仙台市	平成29	1,056,602	1,054,648	99.8
	平成30	1,058,689	1,055,968	99.7
	令和元	1,061,177	1,058,197	99.7
	令和2	1,063,169	1,060,271	99.7
	令和3	1,062,285	1,059,496	99.7
名取市	平成29	78,299	78,201	99.9
	平成30	78,672	78,593	99.9
	令和元	79,262	79,158	99.9
	令和2	79,459	79,351	99.9
	令和3	79,439	79,324	99.9

出典：令和2年版～令和5年版 宮城県統計年鑑
（令和6年7月閲覧、宮城県ホームページ）

(2) 下水道

仙台市及び名取市の下水道普及状況の推移は表 3.2.4-5 に示すとおりであり、令和5年の下水道普及率は仙台市で98.7%、名取市で93.4%である。

表 3.2.4-5 下水道普及状況の推移

各年3月31日現在				
区域	年度	行政区域人口 (人)	処理区域内人口 (人)	普及率 (%)
仙台市	令和元	1,058,689	1,039,448	98.2
	令和2	1,061,177	1,046,711	98.6
	令和3	1,063,169	1,048,957	98.7
	令和4	1,062,285	1,048,433	98.7
	令和5	1,063,262	1,049,809	98.7
名取市	令和元	78,672	72,417	92.0
	令和2	79,262	73,208	92.4
	令和3	79,459	73,824	92.9
	令和4	79,439	74,065	93.2
	令和5	79,519	74,235	93.4

出典：令和元年版～令和5年版 宮城県統計年鑑
(令和6年7月閲覧、宮城県ホームページ)

3) 廃棄物処理施設等

仙台市及び名取市のごみ排出量の推移は、表 3.2.4-6 及び表 3.2.4-7 に示すとおりであり、仙台市では令和2年から減少傾向であり、名取市では令和5年から減少すると推測されている。仙台市の令和5年のごみ排出量は342,301t、名取市の令和4年のごみ排出量は26,209tである。

また、調査範囲では表 3.2.4-8 に示すとおり、9つの産業廃棄物中間処理業者が存在する（図 3.2.4-3 参照）。

表 3.2.4-6 仙台市のごみ排出量の推移

年度		令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
人口(人)		1,090,263	1,097,196	1,097,237	1,099,239	1,097,814
ごみ総量(t)		373,373	363,336	361,199	358,583	342,301
処理内訳 (t)	焼却	326,017	314,499	312,684	311,392	296,380
	埋立	3,857	4,064	3,616	3,435	3,234
	資源化	43,499	44,773	44,899	43,756	42,687

出典：令和6年度 仙台市環境局事業概要(令和6年7月閲覧、仙台市ホームページ)

表 3.2.4-7 名取市のごみ排出量の推移

年度		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
人口(人)		78,718	78,640	78,778	78,880	78,864
ごみ総量(t)				26,209	25,163 ^{注1}	24,911 ^{注2}

注1) 令和5年度ごみ総量は推計値である。

注2) 令和6年度ごみ総量は見込みである。

出典：令和6年度 一般廃棄物処理実施計画（令和6年7月閲覧、名取市ホームページ）

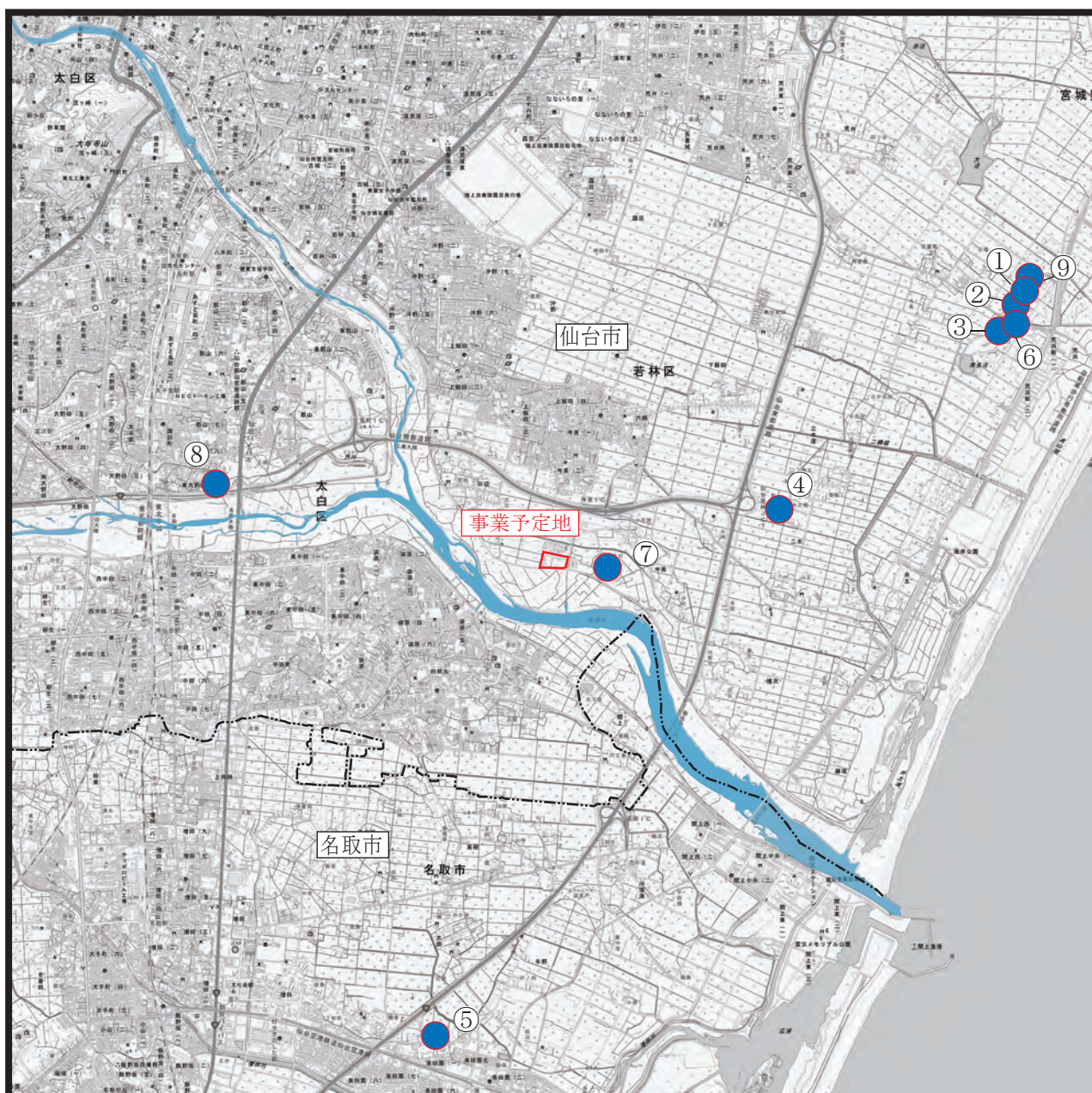
表 3.2.4-8 産業廃棄物中間処理業者

No.	許可業者名	施設の設置場所	処分方法	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	ゴムくず	金属くず	ガラス陶磁器	鉛さい	がれき類	動物のふん尿	動物の死体	ばいじん	動物系不要物	自動車等破砕物	水銀	処理能力	備考
1	大和工業㈱ 仙台市宮城野区扇町7-3-43	仙台市若林区荒浜字北長沼24-13	破砕													○	○								160t/日	
			移動式破砕														○								1169.6t/日 (排出される現場内に限る)	
			移動式破砕														○								751.2t/日 (排出される現場内に限る)	
			移動式破砕							○															328.8t/日 (排出される現場内に限る)	
			移動式破砕														○								840t/日 (排出される現場内に限る)	
			移動式破砕														○								751.2t/日 (排出される現場内に限る)	
2	全環衛生事業協同組合 仙台市若林区荒浜字北長沼1-2	仙台市若林区荒浜字北長沼1-2	脱水		○																				有機汚泥100.48m ³ /日	
			脱水		○																				無機汚泥100m ³ /日	
3	田中産業(株) 仙台市若林区荒浜字南長沼14-20	仙台市若林区荒浜字南長沼14-20	破砕															○							376t/日	
			移動式破砕															○							388t/日 (排出される現場内に限る)	
4	(株)宮城公害処理 仙台市若林区三本塚字荒谷85	仙台市若林区三本塚字荒谷381	破砕						○	○	○	○		○	○	○									廃プラ 3.7t/日、紙くず2.64t/日、木くず 11.64t/日、繊維くず 2.64t/日、ゴムくず 3.7t/日、金属くず 6.84t/日、ガラス陶磁器 8.34t/日	優良
			破砕					○																	0.904t/日 (PP製・PE製・PVC製の配管材及びポリ容器類に限る)	
5	㈱若生技建 宮城県名取市下増田字鶴巻前44		移動式破砕															○							176t/日 (排出される現場内に限る)	
6	(株)コウユウ 仙台市若林区荒浜字北長沼1-2	仙台市若林区荒浜字北長沼1-4	破砕						○	○	○	○			○	○									廃プラ 1.4t/日、紙くず 1.27t/日、木くず 2.96t/日、繊維くず3.22t/日、金属くず 3.10t/日、ガラス陶磁器 24.53t/日	
7	(有)東部総業 仙台市若林区今泉字古川106	仙台市若林区今泉字古川106	破砕						○						○										0.75t/日 (2基1施設:0.375t/日×2基)	
			圧縮減容						○						○										0.75t/日	
			圧縮減容						○						○										2.96t/日 (3基1施設:0.72t/日、0.96t/日、1.28t/日)	
			圧縮梱包						○																1.2t/日	
8	日本カッター(株) 仙台市太白区東大野田20-10		移動式脱水		○																				4.8m ³ /日 (排出される現場内に限る、舗装版等切断で生じる汚泥に限る)	
			移動式脱水		○																				4.8m ³ /日 (排出される現場内に限る、舗装版等切断で生じる汚泥に限る)	
			移動式脱水		○																				4.8m ³ /日 (排出される現場内に限る、舗装版等切断で生じる汚泥に限る)	
			移動式脱水		○																				4.8m ³ /日 (排出される現場内に限る、舗装版等切断で生じる汚泥に限る)	
9	(株)B-NET 仙台市青葉区大町2-10-14	仙台市若林区荒浜字北長沼24-79	破砕													○	○								640t/日	

注1) 水銀とは、「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」を示す。

注2) No.については、図3.2.4-3における番号を示す。

出典：仙台市産業廃棄物処理業者名簿 中間処理の許可業者（仙台市ホームページ）



凡例

: 事業予定地

----- : 市町界

● : 産業廃棄物中間処理業者



S = 1:60,000



「電子地形図 25000（国土地理院）」を加工して作成

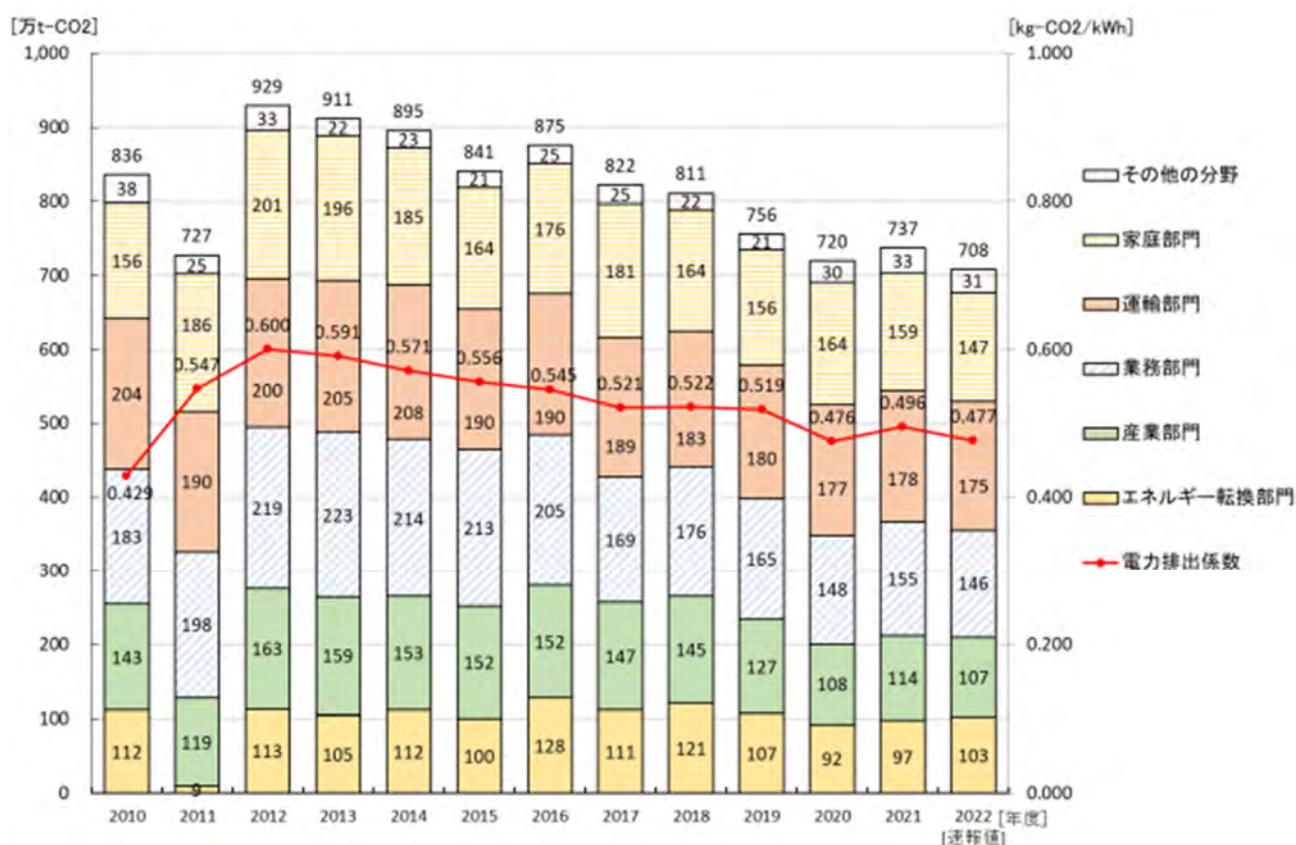
図3. 2. 4-3 産業廃棄物中間処理業者位置図

4) 温室効果ガス

「仙台市の温室効果ガス排出量」（仙台市ホームページ）によれば、仙台市域における令和4年度（2022年度）温室効果ガス排出量速報値は、排出量で708万t-CO₂となり、基準年度である平成25年度（2013年度）と比較して22.3%減少であり、令和3年度（2021年度）温室効果ガス排出量確定値と比較して3.9%減少であった。

仙台市域の温室効果ガス排出量の推移は図3.2.4-4に示すとおりである。

また、「なとりのかんきょう」（令和4年度）によれば、名取市の令和4年度の温室効果ガス排出量は6,652t-CO₂であり、「名取市温室効果ガスの排出抑制等のための実行計画（第5期：令和3年度～令和7年度）」において設定した平成30年度の電気、燃料等の使用量と温室効果ガス排出量を基準とした削減目標値（5,924t-CO₂）と比較すると12.32%増加であった。



出典：仙台市の温室効果ガス排出量（令和6年8月閲覧、仙台市ホームページ）

図3.2.4-4 仙台市域の温室効果ガス排出量の推移

2.5 環境の保全等についての配慮が特に必要な施設等

調査範囲における教育施設、病院、幼稚園、こども園、保育所及び社会福祉施設については、表 3.2.5-1 及び図 3.2.5-1 に示すとおりである。

事業予定地に最も近い施設は、北北東側約 300m に位置する老人保健施設はくれい（社会福祉施設）である。

表 3.2.5-1 (1/8) 配慮が必要な施設等（教育施設）

No.	所在地	区分	施設名	No.	所在地	区分	施設名
1	仙台市	小学校	古城小学校	1	仙台市	中学校	七郷中学校
2			遠見塚小学校	2			郡山中学校
3			若林小学校	3			沖野中学校
4			八本松小学校	4			六郷中学校
5			沖野小学校	5			袋原中学校
6			沖野東小学校	6			中田中学校
7			郡山小学校	7			愛宕中学校
8			東長町小学校	8			八軒中学校
9			中田小学校	9			長町中学校
10			袋原小学校	10			聖ウルスラ学院英智中学校
11			四郎丸小学校	11			南小泉中学校
12			東四郎丸小学校	12			蒲町中学校
13			六郷小学校	13			柳生中学校
14			荒町小学校	1	仙台市	高等学校	宮城県仙台南高等学校
15			南材木町小学校	2			宮城県仙台東高等学校
16			南小泉小学校	3			聖ウルスラ学院英智高等学校
17			聖ウルスラ学院英智小学校	4			宮城県工業高等学校
18			大和小学校	5			宮城県仙台三桜高等学校
19			荒井小学校	1		特別支援学校	宮城県立聴覚支援学校
20			蒲町小学校	1		大学	東北工業大学 長町キャンパス
21			長町小学校	1	名取市	小学校	増田小学校
22			鹿野小学校	2			増田西小学校
23			長町南小学校	1		小学校・中学校	閑水小中学校
24			柳生小学校	1		中学校	増田中学校
25			西中田小学校	2			第一中学校
26			大野田小学校	1		高等学校	宮城県名取北高等学校
27			七郷小学校	2			宮城県美田園高等学校

注) No. については、図3.2.5-1における番号を示す。

出典：せんだいくらしのマップ（教育・子育てマップ）（令和6年7月閲覧、仙台市ホームページ）

市立小・中学校所在地一覧（令和6年7月閲覧、仙台市ホームページ）

なとりマップ（小・中・義務教育学校マップ）（令和6年7月閲覧、名取市ホームページ）

名取市小・中学校学区（令和6年7月閲覧、名取市ホームページ）

宮城県内特別支援学校一覧（令和6年7月閲覧、宮城県ホームページ）

宮城県私立学校名簿（令和5年度版）（令和6年7月閲覧、宮城県ホームページ）

公立高校・特別支援学校（令和6年5月1日現在、宮城県教育委員会ホームページ）

表 3.2.5-1 (2/8) 配慮が必要な施設等（病院）

No.	所在地	施設名	病床数 (床)	No.	所在地	施設名	病床数 (床)
1	仙台市	仙台市立病院	525	6	仙台市	医療法人吉田報恩会春日療養園	250
2		公益財団法人宮城厚生協会 長町病院	135	7		独立行政法人地域医療機能推進 機構仙台南病院	199
3		河原町病院	52	8		一般財団法人広南会広南病院	209
4		東北医科薬科大学 若林病院	127	9	名取市	宮城県立精神医療センター	258
5		仙台整形外科病院	146				

注) No. については、図3.2.5-1における番号を示す。

出典：せんだいぐらしのマップ（病院・保健マップ）（令和6年7月閲覧、仙台市ホームページ）

医療施設情報（仙台市病院名簿）（令和6年4月1日時点、仙台市ホームページ）

なとりマップ（健康・福祉・医療マップ）（令和6年7月閲覧、名取市ホームページ）

表 3.2.5-1 (3/8) 配慮が必要な施設等（幼稚園）

No.	所在地	施設名	No.	所在地	施設名
1	仙台市	ひろせ幼稚園	9	仙台市	中田幼稚園
2		若林幼稚園	10		袋原幼稚園
3		しげる幼稚園	11		ドリーム幼稚園
4		すがわら幼稚園	12		古城幼稚園
5		六郷幼稚園	13		太陽幼稚園
6		東北生活文化大学短期大学部 附属ますみ幼稚園	14		大野田幼稚園
7		小さき花幼稚園	15		エコールノワール幼稚園
8		七郷幼稚園	16	名取市	ふたば幼稚園

注) No. については、図3.2.5-1における番号を示す。

出典：せんだいぐらしのマップ（教育・子育てマップ）（令和6年7月閲覧、仙台市ホームページ）

なとりマップ（保育・子育て支援マップ）（令和6年7月閲覧、名取市ホームページ）

宮城県私立学校名簿（令和5年度版）（令和6年7月閲覧、宮城県ホームページ）

表 3.2.5-1 (4/8) 配慮が必要な施設等（こども園）

No.	所在地	施設名	No.	所在地	施設名
1	仙台市	あそびまショーこども園	17	仙台市	大野田すぎのここども園
2		あつぷる荒井こども園 (旧あつぷる保育園) 注1	18		認定こども園くりっこ保育園
3		荒井あおばこども園	19		仙台ちびっこひろばこども園
4		幼保連携型認定こども園 荒井マーヤこども園	20		太子堂すいせんこども園
5		蒲町おもちゃばここども園	21		パンビの森こども園
6		学校法人七郷学園蒲町こども園	22		ひまわりこども園
7		河原町すいせんこども園	23		ぶらざこども園長町
8		学校法人七郷学園幼稚園型こども園 七郷こども園	24		ゆりかご認定こども園
9		ちゃいるどらんど荒井こども園	25		ロリポップクラブマザリース柳生
10		ちゃいるどらんどなないろの里こども園	26		(仮称) YMCA長町こども園
11		認定こども園ドリーム幼稚園	27		YMCA西中田こども園
12		(仮称) 認定マザーズ・サンピアこども園	28		YMCA南大野田こども園
13		認定ろりぽっぷこども園	29		幼稚園型認定こども園若竹幼稚園
14		認定こども園ろりぽっぷ保育園	30	名取市	認定こども園なとり幼稚園・保育園
15		アスク長町南こども園 (旧アスク長町南保育園) 注1	31		関上わかばこども園
16		あすと長町こぶたの城こども園			

注1) 「あつぷる荒井保育園」及び「アスク長町南保育園」は、令和6年にこども園に移行している。

注2) No. については、図3.2.5-1における番号を示す。

出典：せんだいぐらしのマップ（教育・子育てマップ）（令和6年7月閲覧、仙台市ホームページ）

なとりマップ（保育・子育て支援マップ）（令和6年7月閲覧、名取市ホームページ）

宮城県私立学校名簿（令和5年度版）（令和6年7月閲覧、宮城県ホームページ）

表 3. 2. 5-1 (5/8) 配慮が必要な施設等（保育所）

No.	所在地	認可・認可外	施設名	No.	所在地	認可・認可外	施設名
1	仙台市	認可	沖野保育所	27	仙台市	認可	宝保育園
2			蒲町保育所	28			中田なないろ保育園
3			上飯田くるみ保育園	29			長町自由の星保育園
4			上飯田横堀保育所	30			根岸保育所
5			木ノ下保育所	31			袋原保育所
6			仙台荒井雲母保育園	32			ポポラー仙台長町園
7			ダーナ保育園	33			向山保育所
8			チャイルドスクエア仙台荒井南	34			ますみ保育園
9			ニチイキッズ仙台あらい保育園	35			もりのなかま保育園四郎丸園もぐもぐ+
10			マザーズ・サンピア保育園	36			YMCA長町保育園
11			南小泉保育所	1	仙台市	認可外	さくら保育園
12			六郷ばれっと保育園	2			認定こども園ドリーム幼稚園 まめちゃん保育園
13			六郷保育園	3			保育園あみ
14			若林どろんこ保育園	1	名取市	認可	増田保育所
15			アイグラン保育園長町南	2			閑上保育所
16			アスイク保育園中田町	3			スクルドエンジェル保育園増田園
17			アスク富沢保育園	4			杜せきのしためぐみ保育園
18			アスク南仙台保育園	5			手倉田くじら保育園
19			あすと長町めぐみ保育園	1		認可外	あおぞら保育園
20			飯田保育所	2			イオンゆめみらい保育園名取
21			鹿野なないろ保育園	3			もりのなかま保育園名取増田園
22			コスモス木保育園	4			さふらんキッズ
23			しげる保育園	5			ペンギンナーサリースクール
24			諏訪ばれっと保育園	6			ひよこのゆめ
25			仙台元氣保育園	7			ペンギンインターナショナルスクール
26			仙台袋原あおぞら保育園				

注) No. については、図3. 2. 5-1における番号を示す。

出典：せんだいぐらしのマップ（教育・子育てマップ）（令和6年7月閲覧、仙台市ホームページ）

なとりマップ（保育・子育て支援マップ）（令和6年7月閲覧、名取市ホームページ）

保育所一覧（令和6年7月閲覧、仙台市ホームページ）

認可外保育施設一覧（令和6年7月閲覧、仙台市ホームページ）

認可保育所一覧（令和6年7月閲覧、宮城県ホームページ）

認可外保育施設一覧（令和6年7月閲覧、宮城県ホームページ）

表 3.2.5-1 (6/8) 配慮が必要な施設等 (社会福祉施設)

No.	所在地	区分	施設名	No.	所在地	区分	施設名
1	仙台市	老健	介護老人保健施設リハビリパーク仙台東	36	仙台市	その他	デイサービスオリカ
2			介護老人保健施設 春風のころ	37			グランユニライフデイサービスセンター 仙台若林
3			老人保健施設はぐれい	38			セントケア若林デイサービスセンター
4			仙台南病院附属介護老人保健施設	39			グループホームすだちの里
5			介護老人保健施設葵の園・仙台東	40			セントケアホーム若林
6			介護老人保健施設葵の園・柳生	41			デイホーム風樹
7			介護老人保健施設ソアーズ	42			リハビリデイサービスnagomi沖野店
8		特養	特別養護老人ホーム チアフル遠見塚	43			わ・は・わ沖野
9			特別養護老人ホーム チアフル古城	44			仙台市沖野老人福祉センター
10			特別養護老人ホーム 成仁杜の里仙台	45			沖野地域包括支援センター
11			ライフの学校 地域密着型特別養護老人 ホーム 萩の風キャンパス	46			グループホーム憩いの園
12			特別養護老人ホーム 春の森から	47			デイサービス憩いの園すみれ
13			特別養護老人ホーム白東苑	48			住宅型有料老人ホーム 憩いの園
14			特別養護老人ホーム 第二白東苑	49			小規模多機能型居宅介護 憩いの園さくら
15			特別養護老人ホームサン・つばき	50			住宅型有料老人ホーム 憩いの園さくら
16			特別養護老人ホーム まほろばの里 向山	51			つどいの家・コベル
17			特別養護老人ホーム大年寺山ジェロント ピア	52			ライフの学校 共生型デイサービスセン ター萩の風キャンパス
1		その他	南材ホーム	53			ライフの学校 共生型デイサービスセン ター上飯田キャンパス
2			河原町地域包括支援センター	54			アイケアデイサービスセンター
3			リハビリケアこまつ	55			住宅型有料老人ホームソエル
4			びすた〜りフードマーケット	56			住宅型有料老人ホームそらの苑
5			ベネッセデイサービスセンター長町	57			六郷地域包括支援センター
6			まどか長町	58			六郷の杜
7			すびなっち	59			小規模多機能型居宅介護 結里
8			ユースボ長町デイサービス	60			仙台市上飯田たんぼぼホーム
9			障害福祉サービス事業所ビッグママ	61			グループホームあったかいごこおりやま
10			ピアサポートセンターそら	62			なのはな園
11			グリーンライフ仙台	63			仙台市郡山老人憩の家
12			ラ・ナシカせんだい	64			リハビリサロン楽動ながまち
13			公益財団法人宮城厚生協会長町病院デイ サービス	65			仙台市郡山老人福祉センター
14			有料老人ホームはなみずき	66			郡山地域包括支援センター
15			グリーンライフ仙台デイサービスセン ター	67			仙台市郡山デイサービスセンター
16			長町地域包括支援センター	68			はあとふるケアサービス・上野
17			医心館仙台北町	69			小規模多機能型居宅介護 ノテ東大野田
18			特定非営利活動法人わたげの会	70			グループホームノテ東大野田
19			月うさぎ	71			愛・グループホーム仙台東大野田
20			デイリゾートスカイウィング長町	72			くつろぎ保養館仙台東
21			第2わたげ	73			はるかぜデイサービスセンター
22			そよかぜ広場	74			ニチイケアセンター仙台若林
23			アースサポート八本松	75			元氣ジム仙台荒井
24			はあとふるケアサービス	76			茶話本舗デイサービス霞の目亭
25			みどり工房若林	77			グループホームなつぎ塾・ なつぎ塾デイサービス
26			仙台市若林老人憩の家	78			仙台市東六郷憩の家
27			仙台市遠見塚老人憩の家	79			かつちゃん家西中田
28			遠見塚地域包括支援センター	80			ツクイ仙台北中田
29			障害福祉サービス事業所 びあ	81			中田デイサービスセンター
30			仙台市ひきこもり地域支援センター「ほ わっと・わたげ」	82			宮城島整形外科通所リハビリテーション
31			遠見塚デイサービスセンター	83			シルバーメディケア南仙台
32			わたげの樹	84			すまいるライフ南仙台
33			仙台市若林障害者福祉センター	85			ニチイケアセンター仙台南かた
34			デイサービスいきいき	86			やすらぎホーム中田
35			穂の郷	87			まえだの家仙台中田

注) No. については、図3.2.5-1における番号を示す。

出典：せんだいくらしのマップ（福祉施設マップ）（令和6年7月閲覧、仙台市ホームページ）

なとりマップ（健康・福祉・医療マップ）（令和6年7月閲覧、名取市ホームページ）

表 3.2.5-1 (7/8) 配慮が必要な施設等（社会福祉施設）

No.	所在地	区分	施設名	No.	所在地	区分	施設名
88	仙台市	その他	やすらぎ苑仙台中田	133	仙台市	その他	内科河原町病院あんずデイサービス
89			工房けやき	134			フォンテース
90			住宅型有料老人ホームゆずり葉	135			仙台南材老人憩の家
91			愛の家グループホーム仙台東中田	136			バイタルケア若林デイサービスセンター さふらの家
92			仙台市中田老人憩の家	137			仙台市社会福祉協議会若林区事務所
93			仙台市袋原老人憩の家	138			ももの木デイサービス
94			中田地域包括支援センター	139			ニチイケアセンター仙台やまとまち
95			ベストライフ仙台南	140			ウィンズの森やまと倶楽部
96			仙台市袋原たんぽぽホーム	141			ウィンズの森やまとグループホーム
97			みどりの杜デイサービスセンター中田	142			アシスト中倉デイサービス
98			ツクイ袋原グループホーム	143			大和蒲町地域包括支援センター
99			小規模多機能型居宅介護事業所 結いの館	144			仙台市大和老人憩の家
100			デイサービスおいちゃん家	145			デイサービスセンターなでしこ
101			特定施設 第三白東苑	146			有料老人ホームなでしこの館1号館
102			仙台ワークキャンパス	147			住宅型有料老人ホームなでしこの館2号館
103			向日葵ファミリー	148			わ・は・わ
104			軽費老人ホーム ケアハウス大宮	149			日タトレはると仙台大和町
105			東中田地域包括支援センター	150			アースサポートクオリア仙台大和町
106			サービス付き高齢者向け住宅 憩いの園よつば	151			アースサポート仙台大和町
107			サービス付き高齢者向け住宅 憩いの園よつば弐号館	152			ツクイ若林七郷
108			小規模多機能型居宅介護 憩いの園れんげ	153			グループホームなんてん伊在荘
109			四郎丸高齢者グループホームおちあい	154			マイムケア
110			四郎丸デイサービスセンター	155			仙台市蒲町老人憩の家
111			だんでらいおん	156			七郷地域包括支援センター
112			デイサービスかえる	157			イリーゼ仙台荒井西
113			フリースペースソレイユ	158			ケアパートナー若林
114			グランダ愛宕橋	159			愛・グループホーム荒井西
115			グループホームはるかの杜	160			かつちゃん家荒井
116			デイサービスセンターサン・つばき	161			アップルファーム
117			SOMPOケア ラヴィーレレジデンス愛宕	162			GENKINEXT仙台泉崎
118			愛宕橋地域包括支援センター	163			南部発達相談支援センター（南部アーチル）
119			仙台市向山老人憩の家	164			仙台市太白障害者福祉センター
120			spa nakagawa 野草園	165			仙台市長町南老人憩の家
121			浜田クリニックデイサービスセンター愛	166			仙台市社会福祉協議会太白区事務所
122			デイサービスもんぜん	167			有料老人ホームサニーライフ仙台
123			グループホーム長寿の里緑ヶ丘	168			あったかホーム長町南
124			リハビリステーション荒町	169			ツクイ太白
125			NP0法人アイサポート仙台 仙台市視覚障害者支援センター	170			サテライトケアセンター長町南通所介護事務所
126			グループホーム夢眠せんだい	171			みんなのおうち太白だんだん
127			チャレンジドジャパン 仙台長町センター	172			大野田はぎの苑
128			ここねっとデイ	173			仙台市大野田たんぽぽホーム
129			障害福祉サービス事業所もぐもぐ	174			仙台市大野田老人福祉センター
130			テルウェルグループホームひなたぼっこ	175			デイサービスセンターメディケアライフ大野田
131			バイタルケア河原町デイサービスセンターさふらの家	176			ガーデンホーム富沢
132			アースサポート河原町	177			南大野田デイサービスセンター

注) No. については、図3.2.5-1における番号を示す。

出典：せんだいくらしのマップ（福祉施設マップ）（令和6年7月閲覧、仙台市ホームページ）

なとりマップ（健康・福祉・医療マップ）（令和6年7月閲覧、名取市ホームページ）

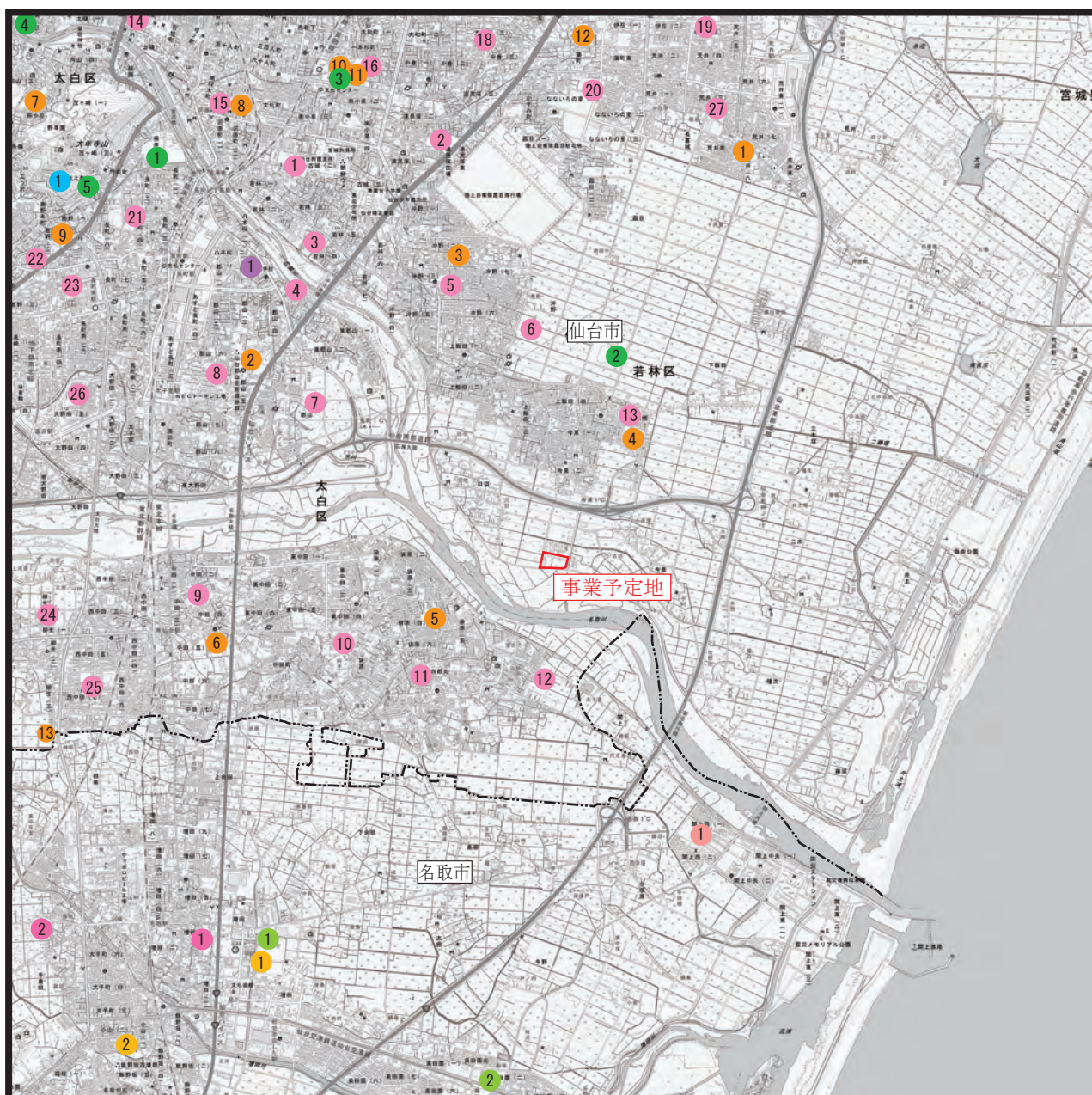
表 3.2.5-1 (8/8) 配慮が必要な施設等 (社会福祉施設)

No.	所在地	区分	施設名	No.	所在地	区分	施設名
178	仙台市	その他	アースサポートクオリア仙台富沢	9	名取市	その他	バイタルケア名取
179			富沢地域包括支援センター	10			さふらんフィット名取
180			デイサービスソアーズ	11			ライフケアセンター名取デイサービスセンター
181			中田高齢者グループホームゆきあい	12			デイサービスセンターときわ
182			グループホーム仙台みなみさくらそう	13			ケアハウスうらやす
183			ナーシングタウン柳生	14			在宅介護支援センターちとせ
184			西中田地域包括支援センター	15			グループホームうらやす
185			南仙台デイサービスセンターケヤキの家	16			JA名取岩沼介護センター
186			ショートステイ和み園	17			養護老人ホーム松寿園
187			デイサービスセンター和み園	18			デイサービスセンターにこトピア名取
188			グループホームたのしい家仙台柳生	19			有限会社東北福祉サービス
1	名取市	老健	老人保健施設ライフケアセンター名取	20			NPO法人ドリーム・ゲート名取事業所「サポートクラブ未来」
2		特養	特別養護老人ホームうらやす	21			アースサポート名取
3			特別養護老人ホーム松陽苑	22			名取訪問介護ステーション
1		その他	訪問介護にこライフ	23			視覚障害老人ホーム松風荘
2			にこライフケアセンター	24			名取市在宅介護支援センター福松苑
3			マーブル名取デイサービスセンター	25			名取市デイサービスセンター青松苑
4			あおいケア仙台南	26			名取市デイサービスセンター光松苑
5			指定居宅介護支援事業所ほっとなとり	27			名取市グループホームこもれびの家
6			指定居宅サービス事業所ほっとなとり	28			訪問介護ステーションシンシア
7			指定居宅介護支援事業所ねむの木	29			居宅介護支援事業所シエスタプランなとり
8			あすなろ訪問介護ステーション	30			訪問介護ステーションハウス・クルーなとり

注) No. については、図3.2.5-1における番号を示す。

出典：せんだいくらしのマップ（福祉施設マップ）（令和6年7月閲覧、仙台市ホームページ）

なとりマップ（健康・福祉・医療マップ）（令和6年7月閲覧、名取市ホームページ）



凡例

□ : 事業予定地

----- : 市町界

仙台市

1 ~ 27 : 小学校

1 ~ 13 : 中学校

1 ~ 5 : 高等学校

1 : 特別支援学校

1 : 大学

名取市

1 ~ 2 : 小学校

1 : 小学校・中学校

1 ~ 2 : 中学校

1 ~ 2 : 高等学校

注) 図中の番号は、表3.2.5-1に対応する。

出典: 「せんだいくらしのマップ(教育・子育てマップ)」
(令和6年7月閲覧、仙台市ホームページ)

「なとりマップ(小・中・義務教育学校マップ)」
(令和6年7月閲覧、名取市ホームページ)

「宮城県内特別支援学校一覧」
(令和6年7月閲覧、宮城県ホームページ)

「宮城県私立学校名簿(令和5年度)」
(令和6年7月閲覧、宮城県ホームページ)

「公立高校・特別支援学校」
(令和6年5月1日現在、宮城県教育委員会ホームページ)

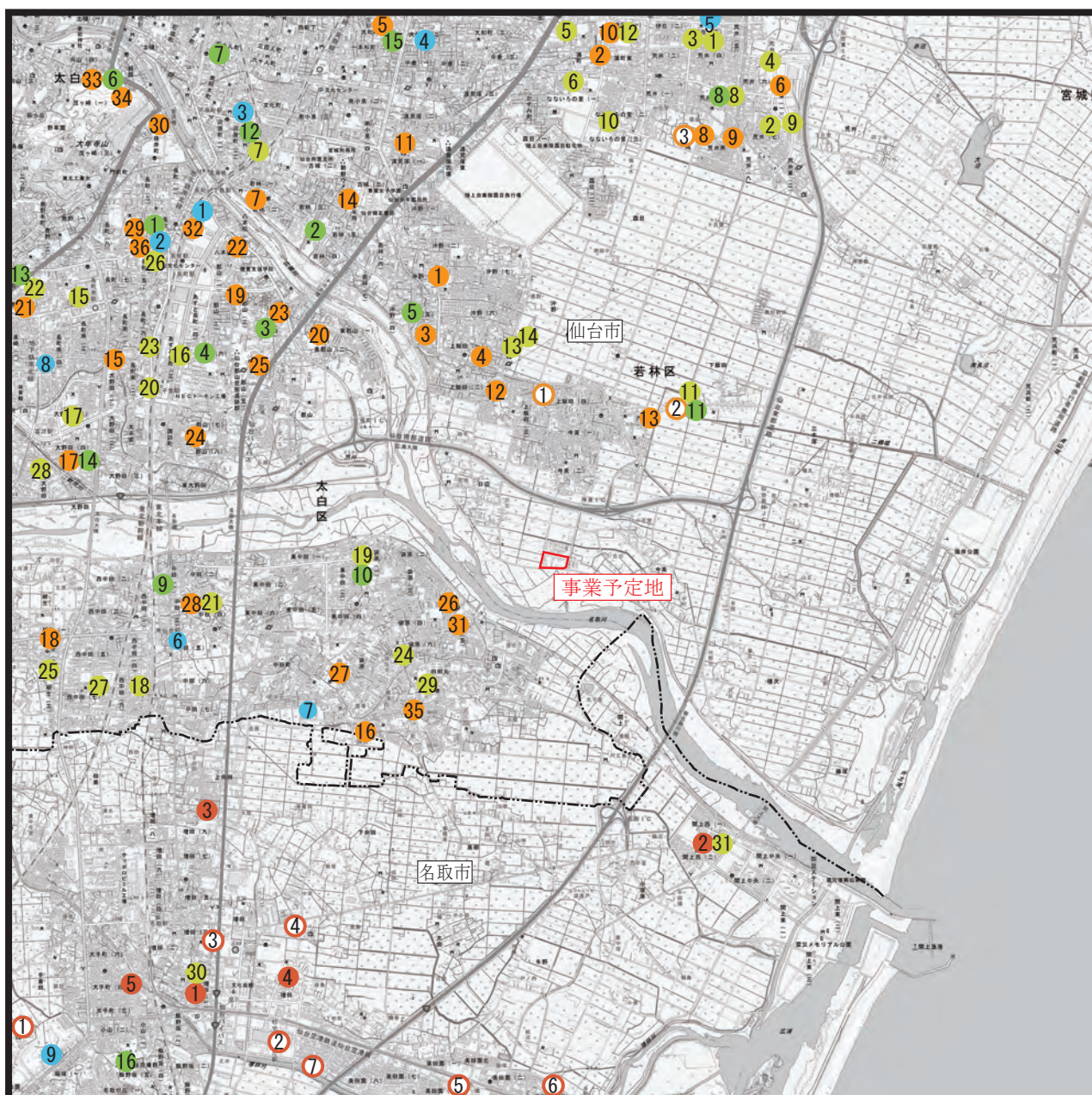


S = 1:60,000



「電子地形図 25000 (国土地理院)」を加工して作成

図3.2.5-1(1/3) 配慮が必要な施設等
(教育施設)



凡例

□ : 事業予定地

----- : 市町界

- | | |
|---------------|--------------|
| ①～⑨ : 病院 | (仙台市) |
| ①～⑬ : 幼稚園 | ①～③⑥ : 認可保育所 |
| ①～③① : 認可子ども園 | ①～③ : 認可外保育所 |
| | (名取市) |
| | ①～⑤ : 認可保育所 |
| | ①～⑦ : 認可外保育所 |

注) 図中の番号は、表3.2.5-1に対応する。

出典: 「せんだいぐらしのマップ(病院・保健マップ、教育・子育てマップ)」

(令和6年7月閲覧、仙台市ホームページ)

「なとりマップ(健康・福祉・医療マップ、保育・子育て施設マップ)」

(令和6年7月閲覧、名取市ホームページ)

「医療施設情報(仙台市病院名簿)」

(令和6年4月1日時点、仙台市ホームページ)

「宮城県私立学校名簿(令和5年度版)」

(令和6年7月閲覧、宮城県ホームページ)

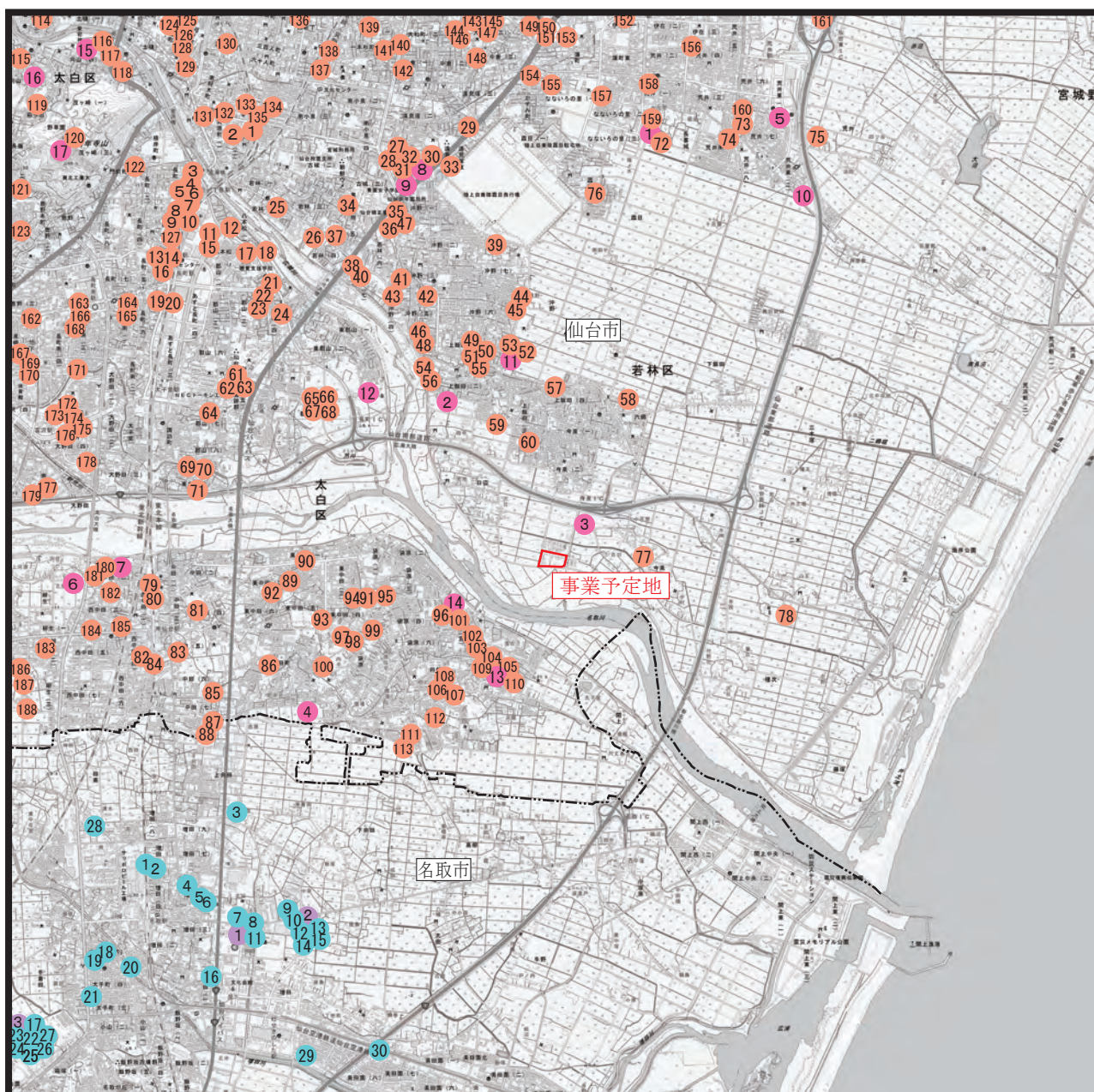


S = 1:60,000



「電子地形図 25000 (国土地理院)」を加工して作成

図3.2.5-1(2/3) 配慮が必要な施設等
(病院・幼稚園・子ども園・保育所)



凡例

□ : 事業予定地

----- : 市町界

仙台市

①～⑰ : 介護老人保健施設・特別養護老人ホーム

①～⑱⑸ : その他社会福祉施設

名取市

①～③ : 介護老人保健施設・特別養護老人ホーム

①～③① : その他社会福祉施設

注) 図中の番号は、表3.2.5-1に対応する。

出典: 「せんだいくらしのマップ(福祉施設マップ)」
(令和6年7月閲覧、仙台市ホームページ)
「なとりマップ(健康・福祉・医療マップ)」
(令和6年7月閲覧、名取市ホームページ)



S = 1:60,000



「電子地形図 25000 (国土地理院)」を加工して作成

図3.2.5-1 (3/3) 配慮が必要な施設等
(社会福祉施設)

2.6 環境の保全等を目的とする法令等

1) 法令等に基づく指定・規制

(1) 自然関係法令等

事業予定地及びその周辺の自然関係法令等による地域指定等の状況は、表 3.2.6-1 に示すとおりである。

事業予定地は指定猟法禁止区域及び河川保全区域にのみ指定されているが、調査範囲では県自然環境保全地域や保安林等に指定された区域が多く存在する。

表 3.2.6-1 自然関係法令等による地域指定等の状況

地域その他の対象				指定有(○)、無(×)		関係法令等
				調査範囲	事業予定地	
自然保護	自然公園	国立公園		×	×	自然公園法
		国定公園		×	×	
		県立自然公園		×	×	県立自然条例
	自然環境保全地域	原生自然環境保全地域		×	×	自然環境保全法
		自然環境保全地域		×	×	
		県自然観環境保全地域		○	×	自然環境保全条例
		緑地環境保全地域		×	×	
	自然再生事業の対象区域			×	×	自然再生推進法
	自然遺産			×	×	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条例
	緑地	特別緑地保全地区		×	×	都市緑地法
		緑地保全地区		×	×	
		緑地協定		○	×	
		生産緑地地区		×	×	
		保存緑地		○	×	仙台市 杜の都の環境をつくる条例
	動植物保護	生息地等保護区		×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		鳥獣保護区		○	×	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
		鳥獣保護区（特別保護地区）		○	×	
		特定猟具使用禁止区域		○	×	
		指定猟法禁止区域		○	○	
		登録簿に掲げられる湿地の区域		×	×	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条例
		日本の重要湿地500		○	×	ラムサール条約
		保護水面		×	×	水産資源保護法
	その他	緑の回廊		×	×	国有林野の管理経営に関する法律
		保護林		×	×	
		環境保全区域		○	×	広瀬川の清流を守る条例
		水質保全区域		○	×	
文化財保護	文化遺産			×	×	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条例
	史跡・名勝・天然記念物	国指定	史跡・名勝等	○	×	文化財保護法
			天然記念物	○	×	
		県指定	史跡・名勝等	○	×	県文化財保護条例
			天然記念物	×	×	
		市(町)指定	史跡・名勝等	○	×	市(町)文化財保護条例
			天然記念物	○	×	
国土防災	保安林			○	×	森林法
	砂防指定地			○	×	砂防法
	急傾斜地崩壊危険区域			○	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	地すべり防止区域			○	×	地すべり等防止法
	土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域			○	×	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	河川区域			○	×	河川法
	河川保全区域			○	○	

① 自然保護に関する区域の指定状況

ア 自然環境保全地域の指定状況

自然環境保全地域の指定状況については、表 3.2.6-2 及び図 3.1.4-2 に示すとおりである。

県自然環境保全地域とは、ほとんど人の手が加わっていない原生の状態が保たれている地域や優れた自然環境を維持している地域について、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号）及び都道府県条例に基づき指定され、自然環境の保全に努めている地域である。

調査範囲では仙台湾海浜が県自然環境保全地域に指定されている。

表 3.2.6-2 県自然環境保全地域の状況

区分	名称	概要
県自然環境保全地域	仙台湾海浜	この地域は、阿武隈川、名取川、七北田川などの河川が太平洋に注ぎ、そこから供給される土砂と海岸流とによって、美しい砂浜を形成している。この砂浜には藩政期の昔から防潮林としてクロマツが植えられ、今では海岸線から幅約 100～300m にわたって見事なクロマツ防潮林が広がり、白砂青松の美しい砂浜景観を呈している。 河口部には干潟が発達し、シギ、チドリ類など水鳥の格好の渡来地となっているほか、砂浜植物群落、塩生植物群落などが見られ、多彩な動植物相を呈している。 この地域は、釣り、潮干狩り、海水浴、野鳥観察など、古くから身近な自然として人々に広く親しまれている。

出典：県自然環境保全地域・緑地環境保全地域（宮城県ホームページ）

イ 緑地の指定状況

緑地における緑地協定の指定状況については表 3.2.6-3 及び図 3.2.6-1 に示すとおりである。また、保存緑地等については、表 3.1.4-6～表 3.1.4-8 に示すとおりである（p.3-72～p.3-74 参照）。

緑地協定とは市街地の良好な環境を確保するため、土地所有者の方等の合意に基づき、現在ある緑の保全や新たな緑化の推進を図ることを目的とする協定のことであり、調査範囲では仙台市太白区向山三丁目が指定されている。

表 3.2.6-3 緑地協定の状況

区分	団地名	協定区域	主な協定内容
緑地協定	向山	向山三丁目	(1)垣・柵は生垣、木柵等 (2)敷地面積の緑被率24%以上 (3)道路境界から2m、隣地境界から1m範囲の緑化

出典：緑地協定（仙台市ホームページ）

ウ 動植物保護の指定状況

調査範囲における鳥獣保護区等の指定状況は表 3.2.6-4 及び図 3.2.6-1 に示すとおりである。

事業予定地は指定猟法禁止区域（鉛製散弾）に指定されている。

また、ラムサール条約における湿地定義の広がり等を受けて、ラムサール条約登録に向けた礎とすることや生物多様性の観点から重要な湿地を保全することを目的に「日本の重要湿地500」が選定され、調査範囲では「仙台湾および仙台海浜」が指定されている（表 3.2.6-5 及び図 3.2.6-1 参照）。

表 3.2.6-4 鳥獣保護区等の指定状況

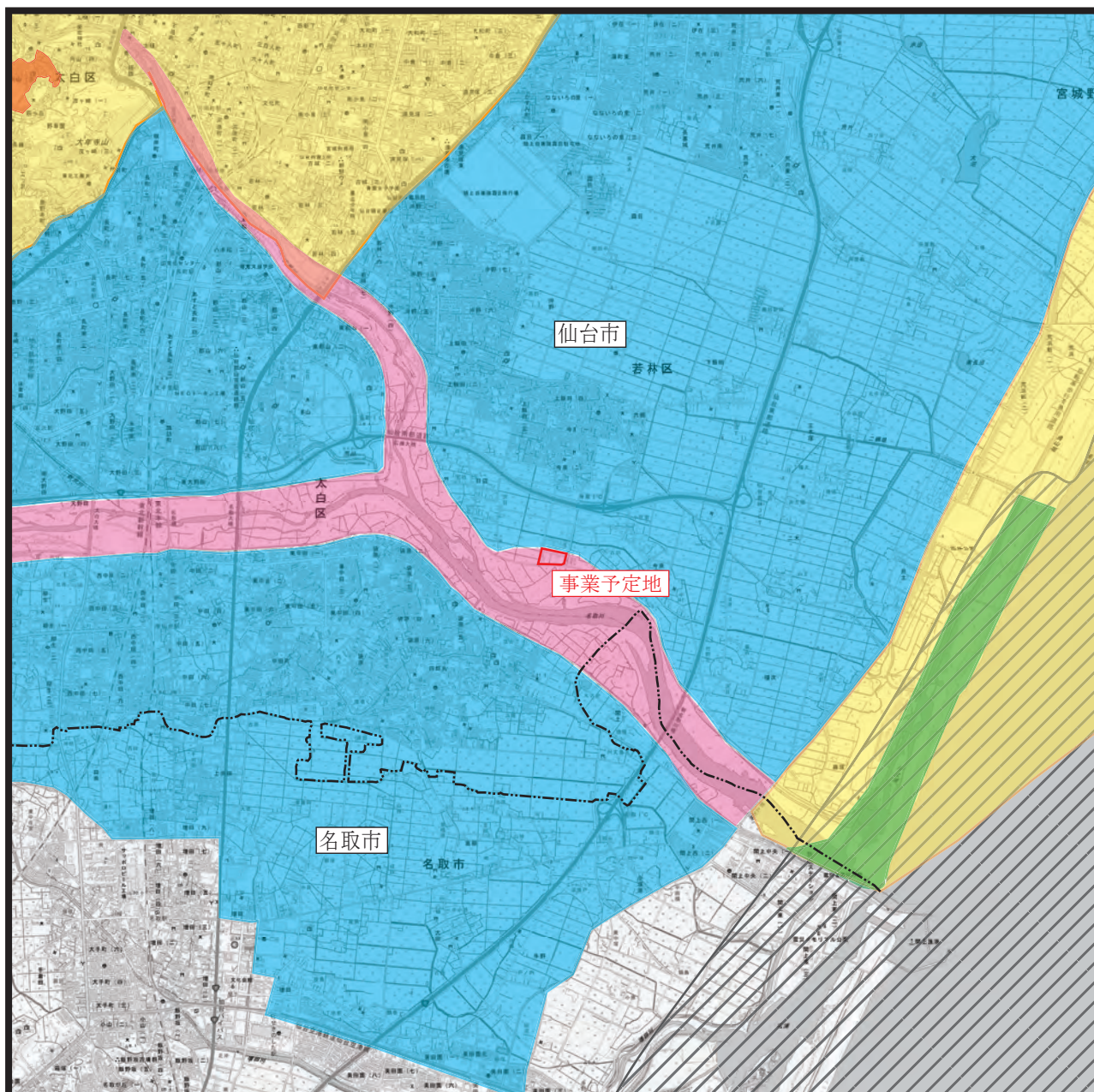
区分	No.	名称 (河川名)	所在地 または橋名等	存続期限	面積 (ha)
鳥獣保護区	1	仙台海浜	仙台市、名取市、七ヶ浜町、東松島市	R9.3.31	7,596
	2	仙台	仙台市	R24.10.31	13,483
特別保護地区	3	仙台海浜	仙台市、名取市、七ヶ浜町、東松島市	R9.3.31	213
	4	仙台	仙台市	R24.10.31	100
特定猟具 使用禁止区域（銃）	5	広浦	名取市	R26.10.31	368
	6	名取	名取市	R16.10.31	617
	7	仙台南	仙台市、名取市	R13.10.31	4,000
	8	仙台	仙台市	R16.10.31	4,300
指定猟法禁止区域 (鉛製散弾)	9	名取川 ^{注1}	仙台市竹ノ内橋	—	816
	10	増田川 ^{注2}	名取市朝町橋	—	31
	11	広瀬川	仙台市熊ヶ根橋	—	441

注1) 国指定仙台海浜鳥獣保護区と重複する部分を除く。

注2) 広浦特定猟具使用禁止区域（銃）と重複する部分を除く。

注3) No. については、図3.2.6-1における番号を示す。

出典：令和6年度宮城県鳥獣保護区等位置図



凡例

□ : 事業予定地

----- : 市町界

○ : 緑地協定

○ : 鳥獣保護区

○ : 特別保護地区

○ : 特定猟具使用禁止区域 (銃)

○ : 指定猟法禁止区域 (鉛製散弾)

○ : 重要な湿地



S = 1:60,000



「電子地形図 25000 (国土地理院)」を加工して作成

図3.2.6-1 自然保護に関する区域の指定状況
(緑地及び動植物保護)

出典：令和6年度宮城県鳥獣保護区等位置図

表 3.2.6-5 重要な湿地の指定状況

湿地名	生息・生育域	生物分類群	選定理由
仙台湾および 仙台海浜	松島湾，蒲生干潟，井土浦潟，広浦，鳥の海など	湿原植生	ハマニンニク－コウボウムギ群落、ハママツナ群落、シオクグ群落、ヨシ群落、シバナ群落など。 【鳥の海】ヨシ群落にアサクサノリが生育する。 【東松島市野蒜洲崎、宮戸島湾岸の塩性湿地】東日本大震災による津波の影響を受け、貴重な塩性湿地が広範に形成されるようになった。
	仙台湾	海草・海藻	コンブ場、アラメ場などが混在し、種の多様性が高い。ワカメの生育地。
	松島湾	海草・海藻	内湾性の強いアマモ場として相当の規模の面積を有している。
	蒲生海岸	ガンカモ類	コクガンの渡来地
	松島湾内の干潟群	底生動物	アサリ、カキなどの生息地。
	蒲生干潟	底生動物	ゴカイ、イソシジミ、アシハラガニなどの生息地。フトヘナタリ（北限）、カワザンショウ類（ムシヤドリカワザンショウ）も豊富。
	井土浦潟・名取川河口	底生動物	カニ類、ゴカイ類の生息地。
	広浦	底生動物	まとまった干潟とヨシ原があり、ベントスの生息条件を備えている。ウミニナの生息地。
	鳥の海・阿武隈川河口	底生動物	ホソウミニナ、ウミニナ、イソシジミ、ゴカイ、アサリなどの生息地。底生動物の種の多様性が高い。

出典：日本の重要湿地500（環境省ホームページ）

エ その他の指定状況

仙台市では広瀬川の豊かな自然環境と清流にふさわしい良好な水質を保全するため、「広瀬川の清流を守る条例」（昭和 49 年仙台市条例第 39 号）に基づき、広瀬川の流水域及びこれと一体をなして良好な自然的環境を形成していると認められる区域の河岸の自然環境を保全するための「環境保全区域」及び排出水の水質を規制する必要があると市長が認める区域を「水質保全区域」として指定している。

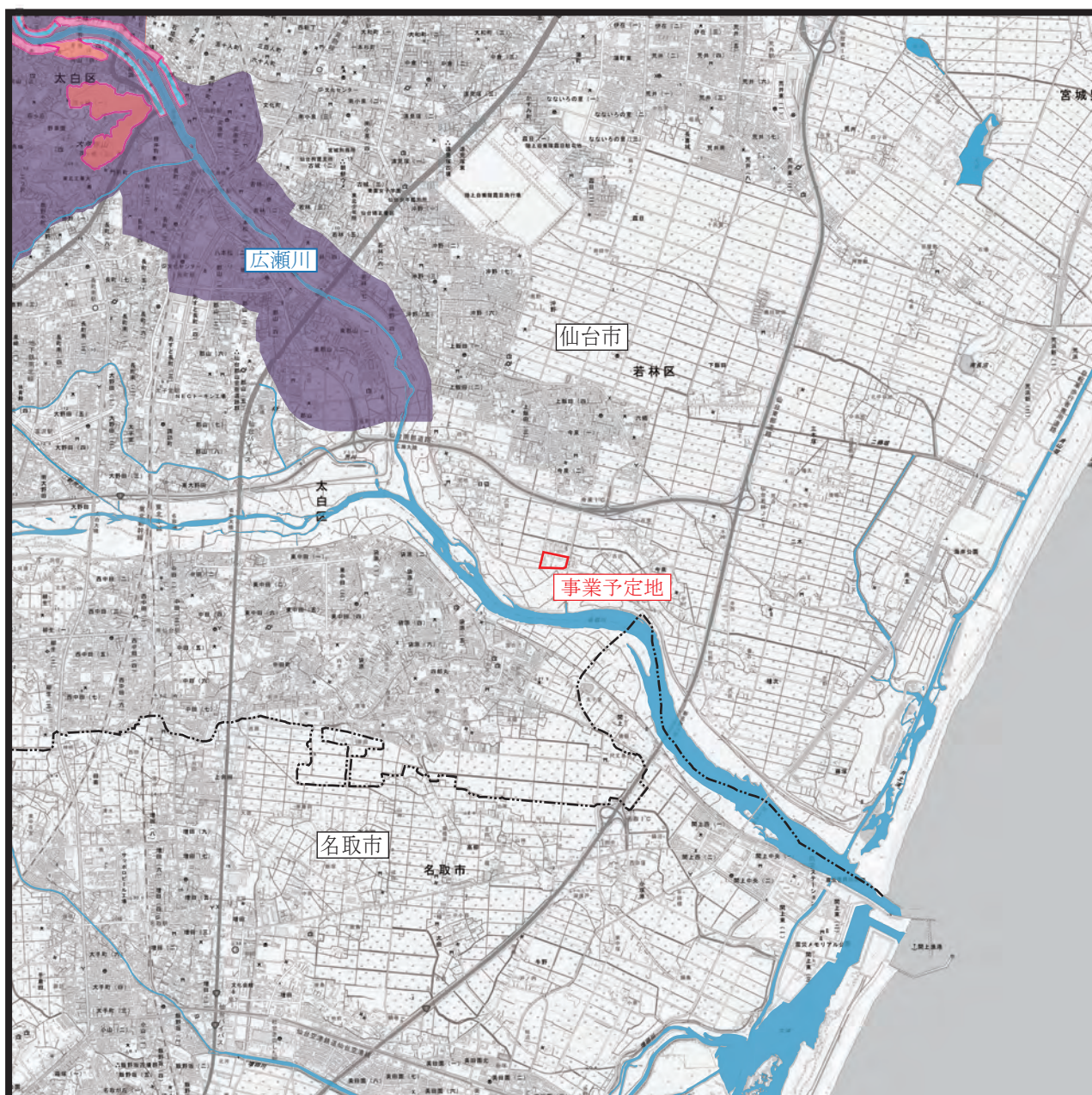
環境保全区域における行為の制限について表 3. 2. 6-6 に示すとおりである。また、水質保全区域における排出水の基準については表 3. 2. 6-36 に示すとおりである（p. 3-174 参照）。

環境保全区域及び水質保全区域指定状況について、図 3. 2. 6-2 に示すとおりである。

表 3. 2. 6-6 環境保全区域における行為の制限

No.	行為の制限
1	建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転
2	宅地の造成、土地の開墾、土石の採取又は集積その他土地の区画形質の変更
3	水面の埋立て又は干拓
4	木竹の伐採
5	動植物の保護に影響を及ぼす行為で市長が定めるもの
6	自然的環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で市長が定めるもの

出典：広瀬川の清流を守る条例（昭和49年仙台市条例第39号）



凡例

□ : 事業予定地

----- : 市町界

● : 水質保全地域

● : 特別環境保全区域

● : 第一種環境保全区域

● : 第二種環境保全区域

— : 隣接地要確認（環境保全区域）



S = 1:60,000



「電子地形図 25000（国土地理院）」を加工して作成

図3.2.6-2 自然保護に関する区域の指定状況
(広瀬川の清流を守る条例)

出典：仙台市 都市計画情報インターネット提供サービス

② 文化財保護に関する区域の指定状況

ア 史跡・名勝・天然記念物の指定状況

調査範囲における史跡・名勝・天然記念物の指定状況については、表 3.1.5-5～表 3.1.5-7 及び図 3.1.5-4 に示すとおりである（p.3-96～p.3-99 参照）。なお、事業予定地に史跡・名勝・天然記念物は存在しない。

③ 国土防災に関する区域の指定状況

ア 保安林の指定状況

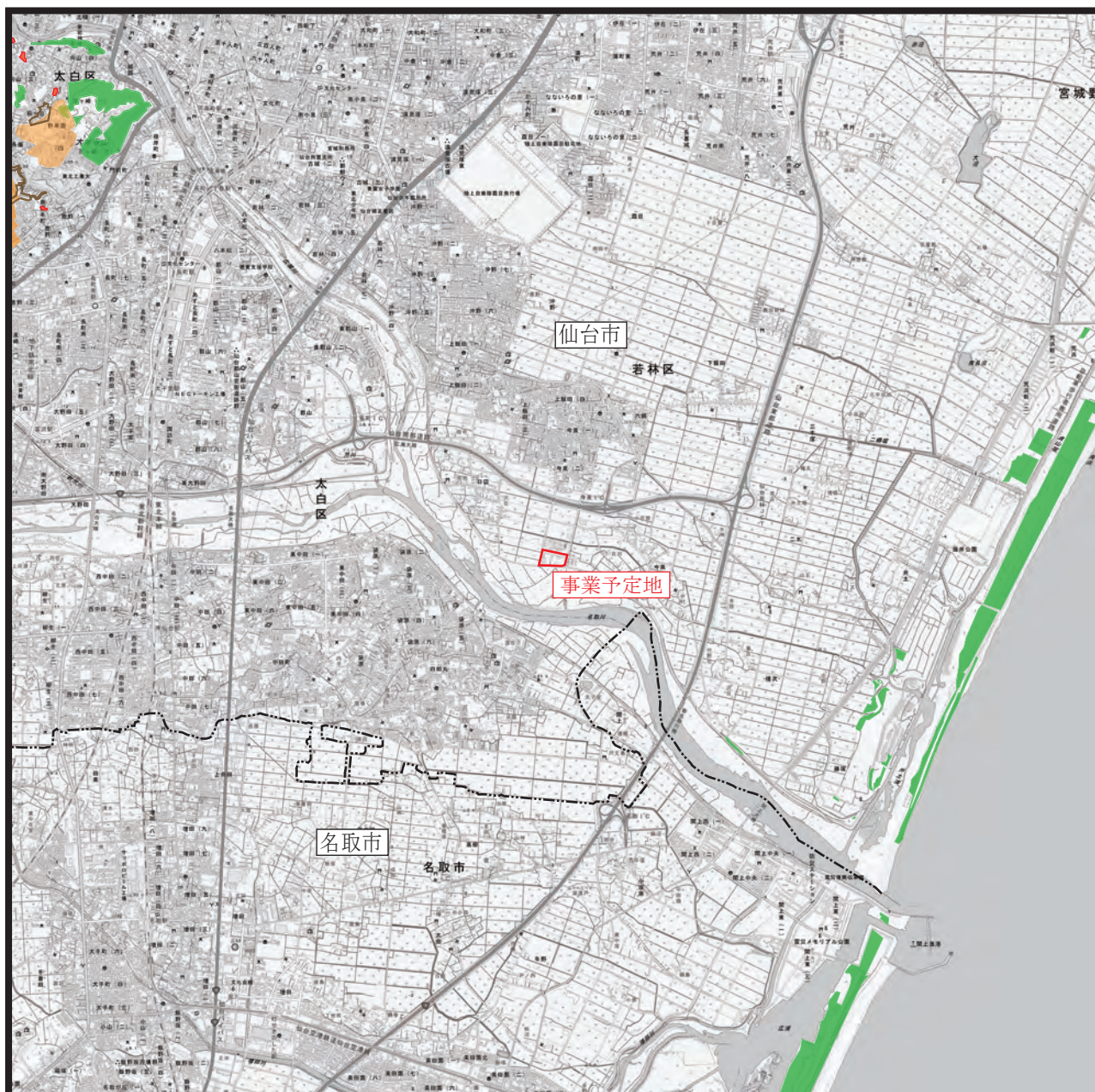
仙台市における保安林の指定状況については表 3.2.6-7 に示すとおりであり、調査範囲における指定状況は図 3.2.6-3 に示すとおりである。調査範囲では仙台湾海浜、大年寺山及びその周辺が指定されている。

保安林とは、森林の保全と適切な森林施業を確保し、自然の猛威から土地や生命を守り、人々に憩いの場や良質な水・空気を提供して豊かな暮らしに役立てることを目的とし、水源のかん養、災害の防備、公衆の保健等森林の公益的機能を十分に発揮させる必要がある森林を保安林として指定している。

表 3.2.6-7 保安林の指定状況

種別	面積（ha）			主な指定地域
	林野庁所管 保安林	民有 保安林	合計	
土砂崩壊防備保安林	58	18	76	山地や丘陵地の道路沿いの急傾斜地等の森林。
飛砂防備保安林	—	94	94	海岸沿いのクロマツ植林。
潮害防備保安林	172	47	219	海岸沿いのクロマツ植林。
風致保安林	—	96	96	青葉山、八木山、大年寺山、安養寺等の森林。

出典：令和2年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書
（仙台市ホームページ）



凡例

: 事業予定地

----- : 市町界

: 保安林

: 砂防指定地

: 急傾斜地崩壊危険区域

: 地すべり防止区域



S = 1:60,000



「電子地形図 25000 (国土地理院)」を加工して作成

出典: 「せんだいくらしのマップ」
(仙台市ホームページ)
宮城県森林情報提供システム 保安林

図3.2.6-3 保安林及び土砂三法の指定状況

イ 砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域及び地すべり防止区域の指定状況

土砂三法（砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域）の概要については、表 3.2.6-8 に示すとおりである。

調査範囲においては、大年寺山及びその周辺に砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域及び地すべり防止区域が多く存在する（表 3.2.6-9 及び図 3.2.6-3 参照）。

表 3.2.6-8 土砂三法の概要

名称	概要
砂防指定地	土砂の流出による被害を防止するために砂防えん堤等の砂防設備が必要と判断される土地や、区域内で行われる一定の行為を制限する必要がある土地について「砂防法」に基づき国土交通大臣が指定した区域。
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊から住民の生命を保護するため、がけの勾配が 30 度以上で、かつ高さが 5 メートル以上のがけ地のうち、一定の行為を制限する必要がある土地について「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき知事が指定した区域。
地すべり防止区域	地すべりによる崩壊を防止するために必要な施設（排水施設、擁壁等）を設置するとともに、一定の行為を制限する必要がある土地について「地すべり等防止法」に基づき農林水産大臣又は国土交通大臣が指定した区域。

出典：土砂災害のおそれのある区域（仙台市ホームページ）

表 3.2.6-9 土砂三法指定区域

No.	名称	住所	区域の区分
1	米研沢	太白区萩ケ丘、茂ケ崎 2 丁目	砂防指定地
2	二ツ沢	太白区二ツ沢、緑ケ丘 3 丁目	
3	鹿野屋敷	太白区鹿野本町	急傾斜地崩壊危険区域
4	向山の 5	太白区向山 2 丁目	
5	向山の 6	太白区向山 2 丁目	
6	萩ケ丘の 1	太白区萩ケ丘	
7	大年寺山	太白区茂ケ崎 2 丁目	地すべり防止区域
8	緑ケ丘	太白区緑ケ丘 1 丁目、緑ケ丘 3 丁目	

出典：せんだいくらしのマップ（仙台市ホームページ）

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号）に基づき、土砂災害のおそれのある区域として、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されている。土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の概要については表 3.2.6-10 に示すとおりである。

調査範囲における指定状況については、表 3.1.3-2 及び図 3.1.3-4 に示すとおりである（p.3-57～p.3-58 参照）。

表 3.2.6-10 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の概要

名称	概要
土砂災害警戒区域	土砂災害が発生した場合、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域として、知事が指定した区域。
土砂災害特別警戒区域	土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域として、知事が指定した区域。

出典：土砂災害のおそれのある区域（仙台市ホームページ）

エ 河川区域及び河川保全区域の指定状況

事業予定地は、河川法に基づく、名取川の河川保全区域に指定されており、土地の掘削、盛土又は切土、工作物の新築等を行う際、許可を受けなければならない。河川区域及び河川保全区域については表 3.1.2-16 に示すとおりである（p.3-51 参照）。

2) 公害防止に係る指定地域、環境基準の類型指定等の状況

(1) 環境基準等

① 大気汚染

「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）に基づく大気汚染に係る環境基準は、表 3.2.6-11 に示すとおりである。

なお、仙台市の「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2021-2030」（令和 6 年 3 月改定版）では、二酸化窒素の定量目標について「1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm（環境基準のゾーンの下限值）以下であること」としている。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）では、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚染（海底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（環境基準）を定めることとされている。ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準は表 3.2.6-12 に示すとおりである。

表 3.2.6-11 (1/2) 大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。

注 1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

注 2) 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。

注 3) 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。

注 4) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

注 5) 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：大気の汚染に係る環境基準について(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)

二酸化窒素に係る環境基準について(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)

微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について(平成 21 年環境省告示第 33 号)

表 3.2.6-11 (2/2) 大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。

注 1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

注 2) ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

出典：ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について(平成 9 年環境庁告示第 4 号)

表 3.2.6-12 ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準

物 質	基 準 値
ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/m ³ 以下

注 1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

注 2) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について(平成 11 年環境庁告示第 68 号)

② 騒音

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準は、表 3.2.6-13 に示すとおりである。また、調査範囲の類型指定状況は、図 3.2.6-4 に示すとおりである。事業予定地は市街化調整区域であるため、適用されない。

表 3.2.6-13 (1/3) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域を除く地域）

地域の類型	基 準 値	
	昼 間 6 時～22 時	夜 間 22 時～6 時
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

区域の指定

AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域

A：専ら住居の用に供される地域

B：主として住居の用に供される地域

C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

出典：騒音に係る環境基準について（平成 10 年環境庁告示第 64 号）

表 3.2.6-13 (2/3) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の類型	基 準 値	
	昼 間 6 時～22 時	夜 間 22 時～6 時
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

注）車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路（高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4 車線以上の市町村道及び自動車専用道路）に近接する空間（道路端から 2 車線は 15m、3 車線以上は 20m の範囲）については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

出典：騒音に係る環境基準について（平成 10 年環境庁告示第 64 号）

表 3.2.6-13 (3/3) 騒音に係る環境基準（幹線道路を担う道路に近接する地域）

基 準 値	
昼 間 6 時～22 時	夜 間 22 時～6 時
70 デシベル以下	65 デシベル以下

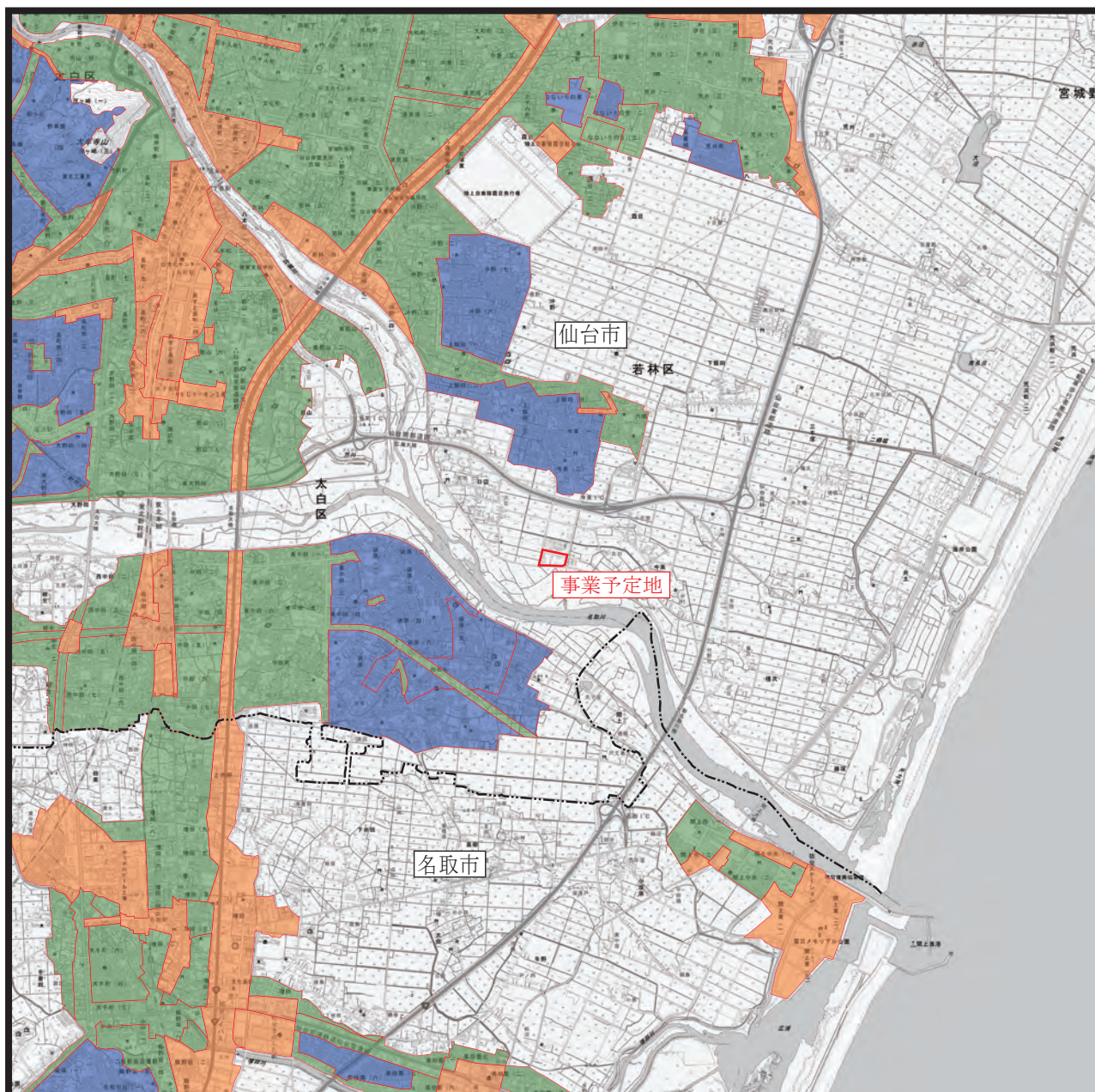
注 1) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

注 2) 幹線交通を担う道路の指定

(1) 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、県道及び市道(市道にあっては 4 車線以上の車線を有する区間に限る)。

(2) (1)に掲げる道路のほか、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則(昭和 44 年建設省令第 9 号)第 7 条第 1 項に定める自動車専用道路。

出典：騒音に係る環境基準について(平成 10 年環境庁告示第 64 号)



凡例

□ : 事業予定地

--- : 市町界

■ : A類型

■ : B類型

■ : C類型



S = 1:60,000



「電子地形図 25000（国土地理院）」を加工して作成

図3.2.6-4 騒音に係る環境基準の
類型指定状況

③ 水質汚濁

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準は、公共用水域を対象として、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）及び生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）が設定されている（表 3.2.6-14 参照）。また、すべての地下水において表 3.2.6-15 に示す環境基準が設定されている。

ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）に基づく、ダイオキシン類による公共用水域及び地下水の汚染、公共用水域の水底の底質の汚染に係る環境基準は表 3.2.6-16 に示すとおりである。

調査範囲における類型の指定について、図 3.2.6-5 に示すとおりであり、広瀬川が B 類型及び生物 A 類型、名取川が B 類型及び生物 A 類型、筑川が C 類型及び生物 A 類型に指定されている。

表 3.2.6-14 (1/4) 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2) 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注3) 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

注4) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示59号）

表 3.2.6-14 (2/4) 生活環境の保全に関する環境基準

【河川】

ア

項目 類型	利用目的の 適用性	水素イオン 濃度 (ph)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
A A	水道1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100ml以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100ml以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びE以下の 欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2mg/L 以上	—

注) 基準値は、日間平均値とする。

出典：水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示59号)

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は、幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は、幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

注) 基準値は、年間平均値とする。

出典：水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示59号)

表 3.2.6-14 (3/4) 生活環境の保全に関する環境基準

【湖沼】

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴 及び B 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の 浮遊が認め られない こと。	2mg/L 以上	—

注) 基準値は、日間平均値とする。

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及びⅡ以下 の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道1、2、3級（特殊 なものを除く。） 水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に 掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道 3 級（特殊なも の）及びⅣ以下の欄に 掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	水産 2 種及び Ⅴの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L 以下	0.1mg/L 以下

注) 基準値は年間平均値とする。

出典：水質汚濁に係る環境基準について
（昭和46年環境庁告示第59号）

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の 適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキ ルベンゼン スルホン酸 及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する 場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上

注）基準値は、日間平均値とする。

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）

表 3.2.6-14 (4/4) 生活環境の保全に関する環境基準

【海域】

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽 出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の 欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL以下	検出されない こと。
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されない こと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

注) 基準値は、年間平均値とする。

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
Ⅱ	水産1種水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

注) 基準値は、年間平均値とする。

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）

ウ

項目 類型	水生生物の 生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン 酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵 場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場と して特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

注）基準値は、年間平均値とする。

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を 保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い 水生生物が再生できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物 が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において 貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場 を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を 保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水 生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を 解消する水域	2.0mg/L 以上

注）基準値は、年間平均値とする。

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）

表 3.2.6-15 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2) 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注3) 硝酸性窒素及び亜硝酸窒素の濃度は、測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

注4) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、測定されたシス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。

出典：地下水の水質の汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号）

表 3.2.6-16 ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）に係る環境基準

媒 体	基 準 値
水 質 （水底の底質を除く）	1pg-TEQ/L以下
地下水	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下

注）基準値（水底の底質を除く）は、年間平均値とする。

出典：ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について（環境庁告示第68号 平成11年）



凡例

: 事業予定地

----- : 市町界

: A類型

: B類型

: C類型



S = 1:60,000



「電子地形図 25000 (国土地理院)」を加工して作成

図3.2.6-5 水質に係る環境基準の
類型指定状況

④ 土壌汚染

環境基本法に基づく土壌の汚染に係る環境基準は、表 3. 2. 6-17 に示すとおりである。また、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく、ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準は表 3. 2. 6-18 に示すとおりである。

表 3. 2. 6-17 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。

注1) 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

注2) カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。

注3) 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注4) 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

出典：土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)

表 3.2.6-18 ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準

媒 体	基 準 値
土壌	1,000pg-TEQ/g以下

注) 環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/ g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

出典：ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について（平成11年環境庁告示第68号）

(2) 規制基準等

① 大気汚染

ア. 大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法

「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）により、固定発生源（工場や事業場）から排出又は飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められており、ダイオキシン類においても施設の規模ごとに排出基準が定められている（表 3.2.6-19～表 3.2.6-20 参照）。また、特定施設から排出されるばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の処分を行う場合には、表 3.2.6-21 に示す環境省令で定める基準以内となるように処理しなければならないとされている。

なお、計画施設は大気汚染防止法及びダイオキシン類対策措置法の規制基準が適用される。

表 3.2.6-19 (1/5) 硫黄酸化物の排出基準

項目	排出基準
量規制 (K 値基準)	$q = K \times 10^{-3} H e^2$ q : 硫黄酸化物の量 (Nm ³ /時) K : 地域ごとに定められた値 (K=7) He : 補正された排出口の高さ (煙突実高+煙上昇高) (m)

出典：大気汚染防止法施行規則（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号）

宮城県公害防止条例施行規則（平成 7 年宮城県規則第 79 号）

表 3.2.6-19 (2/5) ばいじんの排出基準

施設の種類	規模 (t/時)	排出基準 (g/Nm ³)
廃棄物焼却炉	4 以上	0.04
	2 以上 4 未満	0.08
	2 未満	0.15
備考： 1 この表に掲げる排出基準は、標準状態に換算した排出ガス 1 m ³ 中のばいじんの量とする。 2 ばいじんの量は、次方により算出されたばいじんの量とする。 $C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$ C : ばいじんの量 (g) O_n : 施設ごとに定められた値 (廃棄物焼却炉 12) O_s : 排出ガス中の酸素濃度 (%) (当該濃度が 20%を超える場合にあつては 20%とする) C_s : 日本工業規格 Z8808 に定める方法により測定されたばいじんの量 (g)		

出典：大気汚染防止法施行規則（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号）

表 3.2.6-19 (3/5) 有害物質（塩化水素）の排出基準

施設の種類	排出基準 (mg)
廃棄物焼却炉	700
備考： 1 この表に掲げる排出基準は、標準状態に換算した排出ガス 1m ³ 中の塩化水素の量とする。 塩化水素の量は、次式により算出された塩化水素の量とする。 $C = \frac{9}{21 - O_s} \cdot C_s$ C：塩化水素の量 (g) O _s ：排出ガス中の酸素濃度 (%) C _s ：日本工業規格 K0107 に定める方法のうち硝酸銀法により測定された塩化水素の量 (mg)	

出典：大気汚染防止法施行規則（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号）

表 3.2.6-19 (4/5) 有害物質（窒素酸化物）の排出基準

施設の種類	規模 排出ガス量 (万 Nm ³ /時)	排出基準 (ppm)
廃棄物焼却炉 (連続炉)	4 以上	250
	4 未満	

備考：

1 この表に掲げる排出基準は、標準状態に換算した排出ガス 1m³ 中の窒素酸化物の量とする。

2 窒素酸化物の量は、次式により算出された窒素酸化物の量とする。

21-0n

C= $\frac{21-0n}{21-0s}$ ・ Cs

21-0s

C：窒素酸化物の量 (cm³)

0n：施設ごとに定められた値 (廃棄物焼却炉 12)

0s：排出ガス中の酸素濃度 (%)

(当該濃度が 20%を超える場合にあっては 20%とする)

Cs：日本工業規格 K0104 に定める方法により測定された窒素酸化物の量 (cm³)

出典：大気汚染防止法施行規則（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号）

表 3.2.6-19 (5/5) 水銀の排出基準

施設の種類	排出基準 (μg/Nm ³)
廃棄物焼却炉	30
備考： 1 この表に掲げる排出基準は、標準状態に換算された排出ガス 1m ³ 中の水銀の量とする。 $C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$ C：水銀の量 (μg/Nm ³) O _n ：施設ごとに定められた値（廃棄物焼却炉 12） O _s ：排出ガス中の酸素濃度 (%) （当該濃度が 20% を超える場合にあっては 20% とする） C _s ：排出ガス中の実測水銀濃度 (0℃、101.32kPa) (μg/Nm ³)	

出典：大気汚染防止法施行規則（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号）

表 3.2.6-20 ダイオキシン類の大気排出基準

施設の種類	規模 (t/時)	排出基準 (ng-TEQ/Nm ³)
廃棄物焼却炉	4 以上	0.1
	2 以上 4 未満	1
	2 未満	5
備考： 1 この表に掲げる排出基準は、標準状態に換算した排出ガスによるものとする。 2 ダイオキシン類の量は、次式により算出されたダイオキシン類の量とする。 $C = \frac{21-0n}{21-0s} \cdot C_s$ C：ダイオキシン類の量 (ng-TEQ) 0n：施設ごとに定められた値 (廃棄物焼却炉 12) 0s：排出ガス中の酸素濃度 (%) (当該濃度が 20%を超える場合にあっては 20%とする) Cs：高分解能ガスクロマトグラフ質量分析法により測定されたダイオキシン類の量 (ng-TEQ)		

出典：ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成 11 年総理府令第 67 号）

表 3.2.6-21 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準

項目	基準値
廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理	3ng-TEQ/g 以下

出典：ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成 11 年総理府令第 67 号）

イ. 宮城県公害防止条例

宮城県では「宮城県公害防止条例」（昭和 46 年宮城県条例第 12 号）により、表 3.2.6-22 に示すばい煙又は粉じんに係る特定施設において硫黄酸化物、ばいじん、有害物質及び粉じんについての規制基準が定められている（表 3.2.6-19 及び表 3.2.6-23 参照）。粉じんについては数値は定められておらず、「工場又は事業場の周辺の人又は物に著しい障害を与えない程度とする。」とされている。

なお、計画施設は宮城県公害防止条例の基準は適用されない。

表 3.2.6-22 宮城県公害防止条例に基づく特定施設

項目	施設の種類	規模又は能力
ばい煙	練炭又は豆炭の製造の用に供する炭化施設	原料の処理能力が 1t/日以上のもの
	石油の精製又は石油製品若しくは石油化学製品の製造の用に供する廃ガスの処理施設	—
	廃油の再生の用に供する焼却炉	焼却能力が 50kg/時以上のもの
	合成樹脂の製造若しくは加工又は天然樹脂の加工の用に供する反応施設及び熱処理施設	—
粉じん	チップ又はのこぎりくずの堆積場	面積が 100m ² 以上のもの
	動力打綿機及び動力混打綿機	—

出典：宮城県公害防止条例施行規則（平成 7 年宮城県規則第 79 号）

表 3.2.6-23 (1/2) 宮城県公害防止条例に基づく規制基準（ばいじん）

施設の種類	許容限度
練炭又は豆炭の製造の用に供する炭化施設	0.4g/Nm ³
廃油の再生の用に供する焼却炉	0.4g/Nm ³
合成樹脂の製造若しくは加工又は天然樹脂の加工の用に供する反応施設及び熱処理施設	0.4g/Nm ³

出典：宮城県公害防止条例施行規則（平成7年宮城県規則第79号）

表 3.2.6-23 (2/2) 宮城県公害防止条例に基づく規制基準（有害物質）

有害物質	施設の種類	許容限度
塩化水素	石油化学製品の製造の用に供する廃ガスの処理施設	80mg/Nm ³
ホルムアルデヒド	合成樹脂の製造若しくは加工又は天然樹脂の加工の用に供する反応施設及び熱処理施設	100mg/Nm ³

出典：宮城県公害防止条例施行規則（平成7年宮城県規則第79号）

ウ. 仙台市公害防止条例

仙台市では「仙台市公害防止条例」（平成8年3月19日仙台市条例第5号）により、ばい煙又は粉じんが飛散又は排出される工場等において、硫黄酸化物、ばいじん、有害物質及び粉じんについての規制基準が定められている（表 3.2.6-24 参照）。

なお、計画施設は仙台市公害防止条例の基準は適用されない。

表 3.2.6-24 仙台市公害防止条例に基づく規制基準

項目	排出基準	
硫黄酸化物	$q = K \times (1.1 \times H_0)^2 \times 10^{-3}$	
	1 q：硫黄酸化物の許容排出量（Nm ³ /時） K：地域ごとに定められた値（K=7） He：工場等の排出口の実高さ（m） 2 硫黄酸化物の量の測定は、大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第一号）別表第一備考一から備考三までのいずれかに掲げる測定方法によるものとする。	
ばいじん	0.5g/Nm ³	
有害物質	塩化水素（廃棄物焼却炉に係るもの）	700mg/Nm ³
粉じん	工場等の周辺の人又は物に著しい障害を与えない程度	

出典：仙台市公害防止条例施行規則（平成8年仙台市規則第25号）

② 騒音

「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）では、特定工場等に係る騒音の規制基準、特定建設作業騒音に係る規制基準及び自動車騒音の要請限度が定められている（表 3.2.6-25 参照）。

事業予定地は市街化調整区域にあるため、計画施設に騒音規制法及び宮城県公害防止条例に基づく特定施設がある場合は、供用後の計画施設からの騒音について第 2 種区域の規制基準が適用される（表 3.2.6-26 及び図 3.2.6-6 参照）。

特定施設が無い場合でも、仙台市公害防止条例に基づき、同様の規制基準が適用される。

また、騒音規制法または仙台市公害防止条例により、特定建設作業または指定建設作業（表 3.2.6-27 参照）に係る規制基準が定められ、当該作業の騒音には第 1 号区域の規制基準が適用される。

表 3.2.6-25（1/3） 特定工場等に係る騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	朝 (6時～8時)	昼間 (8時～19時)	夕 (19時～22時)	夜間 (22時～6時)
第1種区域	45デシベル	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	50デシベル	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	55デシベル	60デシベル	55デシベル	50デシベル
第4種区域	60デシベル	65デシベル	60デシベル	55デシベル

区域の指定

第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域

第2種区域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域及び地域の指定のない区域

第3種区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

第4種区域：工業地域

注1) 上記規制基準は、工場等の敷地境界線における値とする。

注2) 第2種区域、第3種区域又は第4種区域に所在する学校等（学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホームの施設）の敷地およびその周囲50mの区域内では、上記基準から5デシベルを減じた値とする。

注3) 近隣商業地域でその周囲が第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域であるものについては、騒音にあっては第2種区域の基準を適用する。

注4) 都市計画区域外における県条例の特定事業場は、騒音にあっては第2種区域を、振動にあっては第1種区域の基準を適用する。

出典：特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示1号）

宮城県公害防止条例施行規則（平成7年宮城県規則第79号）

騒音規制法の規定により指定する地域及び規制基準について（平成8年仙台市告示第185号）

仙台市公害防止条例施行規則（平成8年仙台市規則第25号）

表 3.2.6-25（2/3） 特定建設作業騒音及び指定建設作業騒音に係る規制基準

規制種別	1号区域	2号区域
敷地境界での騒音の大きさ	85デシベル(特定建設作業)、80デシベル(指定建設作業)	
作業時間	午前7時から午後7時	特定建設作業：午前6時から午後10時 指定建設作業：午前6時から午後9時
1日における連続作業時間	10時間以内	14時間以内
同一場所における連続作業期間	6日以内	
日曜・休日における作業	禁止	

区域の指定

1号区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以内の区域

2号区域：工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以外の区域

注) 指定建設作業については、学校等（学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホームの施設）の敷地およびその周囲50mの区域内では、上記基準から5デシベルを減じた値とする。

出典：特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）

仙台市公害防止条例施行規則（平成8年仙台市規則第25号）

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の規定により指定する地域について（平成8年仙台市告示第186号）

表 3. 2. 6-25 (3/3) 自動車騒音の要請限度

区 域 の 区 分		時間の区分	
		昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル
4	幹線交通を担う道路に近接する区域の特例 ・上記の区域のうち、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15mまでの範囲 ・上記の区域のうち、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲	75デシベル	70デシベル

区域の指定

a区域：専ら住居の用に供される区域

b区域：主として住居の用に供される区域

c区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

出典：騒音規制法の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令(平成12年総理府令第15号)

表 3.2.6-26 騒音規制法及び宮城県公害防止条例に基づく特定施設

番号	施設の種類	規模又は能力
1	金属加工の用に供する施設で次に掲げるもの (一) 圧延機械 (二) 製管機械 (三) ベンディングマシン(ロール式のものに限る。) (四) 液圧プレス(矯正プレスを除く。) (五) 機械プレス (六) せん断機 (七) 鍛造機 (八) ワイヤーフォーミングマシン (九) プラスト(タンブラスト以外のものであって密閉式のものを除く。) (十) タンブラー (十一) 切断機(といしを用いるものに限る。)	原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のもの 原動機の定格出力が3.75kW以上のもの 呼び加圧能力が294kN以上のもの 原動機の定格出力が3.75kW以上のもの
2	空気圧縮機(騒音規制法施行令別表第一第二号の規定に基づき、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。)及び送風機	原動機の定格出力が7.5kW以上のもの
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5kW以上のもの
4	織機(原動機を用いるものに限る。)	
5	建設用資材製造の用に供する施設で次に掲げるもの (一) コンクリートプラント (二) アスファルトプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のもの 混練機の混練重量が200kg以上のもの
6	穀物用製粉機(ロール式のものに限る。)	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のもの
7	木材加工の用に供する施設で次に掲げるもの (一) ドラムバーカー (二) チップパー (三) 碎木機 (四) 帯のこ盤 (五) 丸のこ盤 (六) かんな盤	原動機の定格出力が2.25kW以上のもの 製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のもの 製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のもの 原動機の定格出力が2.25kW以上のもの
8	抄紙機	
9	印刷機械(原動機を用いるものに限る。)	
10	合成樹脂用射出成形機	
11	鋳型造型機(ジョルト式のものに限る。)	
12	ディーゼルエンジン(専ら災害その他非常の事態が発生した場合に使用するものを除く。)及びガソリンエンジン(専ら災害その他非常の事態が発生した場合に使用するものを除く。)	出力が3.75kW以上のもの
13	クーリングタワー	電動機の定格出力が0.75kW以上のもの
14	バーナー	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算で15L/時以上のもの
15	繊維工業の用に供する施設で次に掲げるもの (一) 動力打綿機 (二) 動力混打綿機 (三) 紡糸機	
16	コンクリート管、コンクリートボール又はコンクリートくいの製造機及びコンクリートブロック成型機	
17	金属製品の製造の用に供する施設で次に掲げるもの (一) ニューマチックハンマー (二) 製てい機 (三) 製びょう機 (四) 打抜機 (五) 研削機	電動機の定格出力が2.25kW以上のもの 電動機の定格出力が1.5kW以上のもの
18	土石、鉱物又はガラスの加工の用に供する施設で次に掲げるもの (一) 切断機 (二) せん孔機 (三) 研磨機	

注) 番号12～18については、宮城県公害防止条例施行規則でのみ指定されている施設である。

出典：騒音規制法施行令（昭和43年政令第324号）

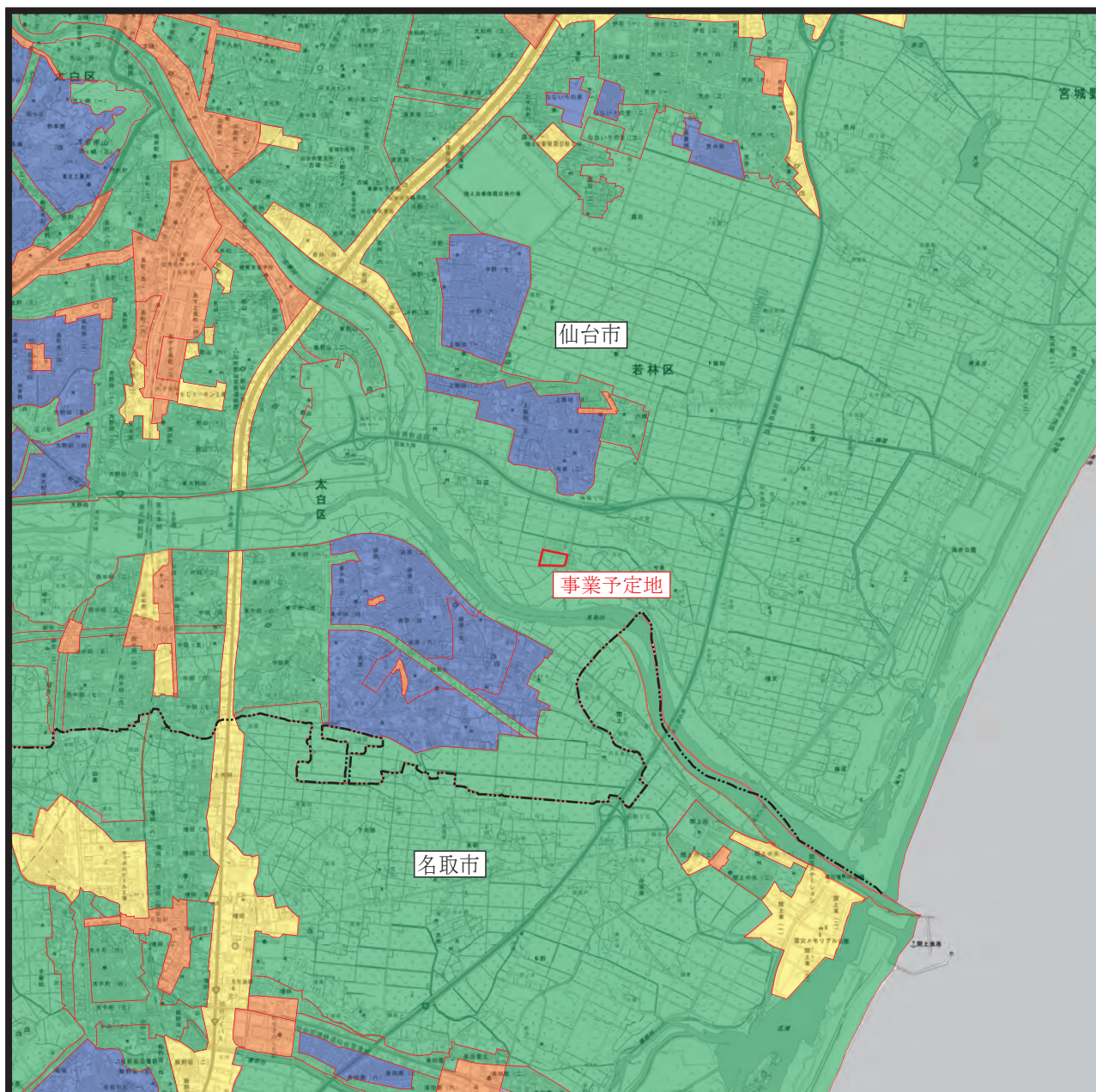
宮城県公害防止条例施行規則（平成7年宮城県規則第79号）

表 3.2.6-27 騒音規制法に基づく特定建設作業及び仙台市公害防止条例に基づく指定建設作業

騒音規制法	- 一 くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。） - 二 びよう打機を使用する作業 - 三 さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。） - 四 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。） - 五 コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45m³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。） - 六 バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。）を使用する作業 - 七 トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。）を使用する作業 - 八 ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。）を使用する作業
仙台市公害防止条例	- イ ブルドーザー、パワーショベル、バックホーその他これらに類する掘削機械を使用する作業 - ロ 振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動プレート、振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業 - ハ ロードカッターその他これらに類する切削機を使用する作業 - ニ はつり作業及びコンクリート仕上作業で原動機を使用するもの

出典：騒音規制法施行令（昭和 43 年政令第 324 号）

仙台市公害防止条例施行規則（平成 8 年仙台市規則第 25 号）



凡例

□ : 事業予定地

----- : 市町界

■ : 第1種区域

■ : 第2種区域

■ : 第3種区域

■ : 第4種区域



S = 1:60,000



「電子地形図 25000（国土地理院）」を加工して作成

図3. 2. 6-6 特定工場等に係る騒音
の規制基準指定区域

③ 振動

「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）では、特定工場等に係る振動の規制基準、特定建設作業振動に係る規制基準及び自動車振動の要請限度が定められている（表 3.2.6-28 参照）。

事業予定地は市街化調整区域にあるため、計画施設に振動規制法及び宮城県公害防止条例に基づく特定施設がある場合は、供用後の計画施設からの振動について第 1 種区域の規制基準が適用される（表 3.2.6-29 及び図 3.2.6-7 参照）。

特定施設が無い場合でも、仙台市公害防止条例に基づき、同様の規制基準が適用される。

また、振動規制法または仙台市公害防止条例により、特定建設作業または指定建設作業（表 3.2.6-30 参照）に係る規制基準が定められ、当該作業の振動には第 1 号区域の規制基準が適用される。

表 3.2.6-28 (1/3) 特定工場等に係る振動の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間（8時～19時）	夜間（19時～8時）
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル

区域の指定

第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、

第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域及び地域の指定のない地域

第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

注1) 上記規制基準は、工場等の敷地境界線における値とする。

注2) 学校等（学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホームの施設）の敷地およびその周囲50mの区域内では、上記基準から5デシベルを減じた値とする。

注3) 近隣商業地域でその周囲が第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域であるものについては、振動にあつては第1種区域の基準を適用する。

注4) 都市計画区域外における県条例の特定事業場は、騒音にあつては第2種区域を、振動にあつては第1種区域の基準を適用する。

出典：特定工場等において発生する振動の規制に関する基準（昭和51年環境庁告示90号）

振動規制法により指定する地域及び規制基準について（平成8年仙台市告示第188号）

宮城県公害防止条例施行規則（平成7年宮城県規則第79号）

仙台市公害防止条例施行規則（平成8年仙台市規則第25号）

表 3.2.6-28 (2/3) 特定建設作業振動及び指定建設作業振動に係る規制基準

規制種別	1号区域	2号区域
振動の大きさ	75デシベル(特定建設作業)、75デシベル(指定建設作業)	
作業時間帯	午前7時から午後7時	特定建設作業：午前6時から午後10時 指定建設作業：午前6時から午後9時
1日の作業時間	10時間以内	14時間以内
同一場所における連続作業期間	6日以内	
日曜・休日における作業	禁止	

区域の指定

1号区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、

第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、工業

地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以内の区域

2号区域：工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以外の区域

出典：振動規制法施行規則（総理府令第58号 昭和51年）

仙台市公害防止条例施行規則（平成8年仙台市規則第25号）

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の規定により指定する地域について（平成8年仙台市告示第186号）

表 3.2.6-28 (3/3) 自動車振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	昼間（8時～19時）	夜間（19時～8時）
第1種区域		65デシベル	60デシベル
第2種区域		70デシベル	65デシベル

区域の指定

第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第2種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

出典：振動規制法施行規則（昭和51年総務省令第58号）

表 3.2.6-29 宮城県公害防止条例に基づく特定施設

番号	施設の種類	規模又は能力
1	金属加工の用に供する施設で次に掲げるもの (一) 液圧プレス(矯正プレスを除く。) (二) 機械プレス (三) せん断機 (四) 鍛造機 (五) ワイヤフォーミングマシン	原動機の定格出力が1kW以上のもの 原動機の定格出力が37.5kW以上のもの
2	圧縮機(振動規制法施行令別表第一第二号の規定に基づき、一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。)	原動機の定格出力が7.5kW以上のもの
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5kW以上のもの
4	織機	原動機を用いるもの
5	コンクリート製品製造の用に供する施設で次に掲げるもの (一) コンクリートブロックマシン (二) コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のもの 原動機の定格出力の合計が10kW以上のもの
6	木材加工の用に供する施設で次に掲げるもの (一) ドラムバーカー (二) チッパー	原動機の定格出力が2.2kW以上のもの
7	印刷機械	原動機の定格出力が2.2kW以上のもの
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機を除く。)	原動機の定格出力が30kW以上のもの
9	合成樹脂用射出成形機	
10	鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)	
11	金属加工の用に供する施設で次に掲げるもの (一) 圧延機械 (二) 製管機械 (三) ベンディングマシン(ロール式のものに限る。)	原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のもの 原動機の定格出力が3.75kW以上のもの
12	ディーゼルエンジン(専ら災害その他非常の事態が発生した場合に使用するものを除く。)	定格出力が10kW以上のもの
13	冷凍機	原動機の定格出力が7.5kW以上のもの

注) 番号11～13については、宮城県公害防止条例施行規則でのみ指定されている施設である。

出典：振動規制法施行令（昭和51年政令第280号）

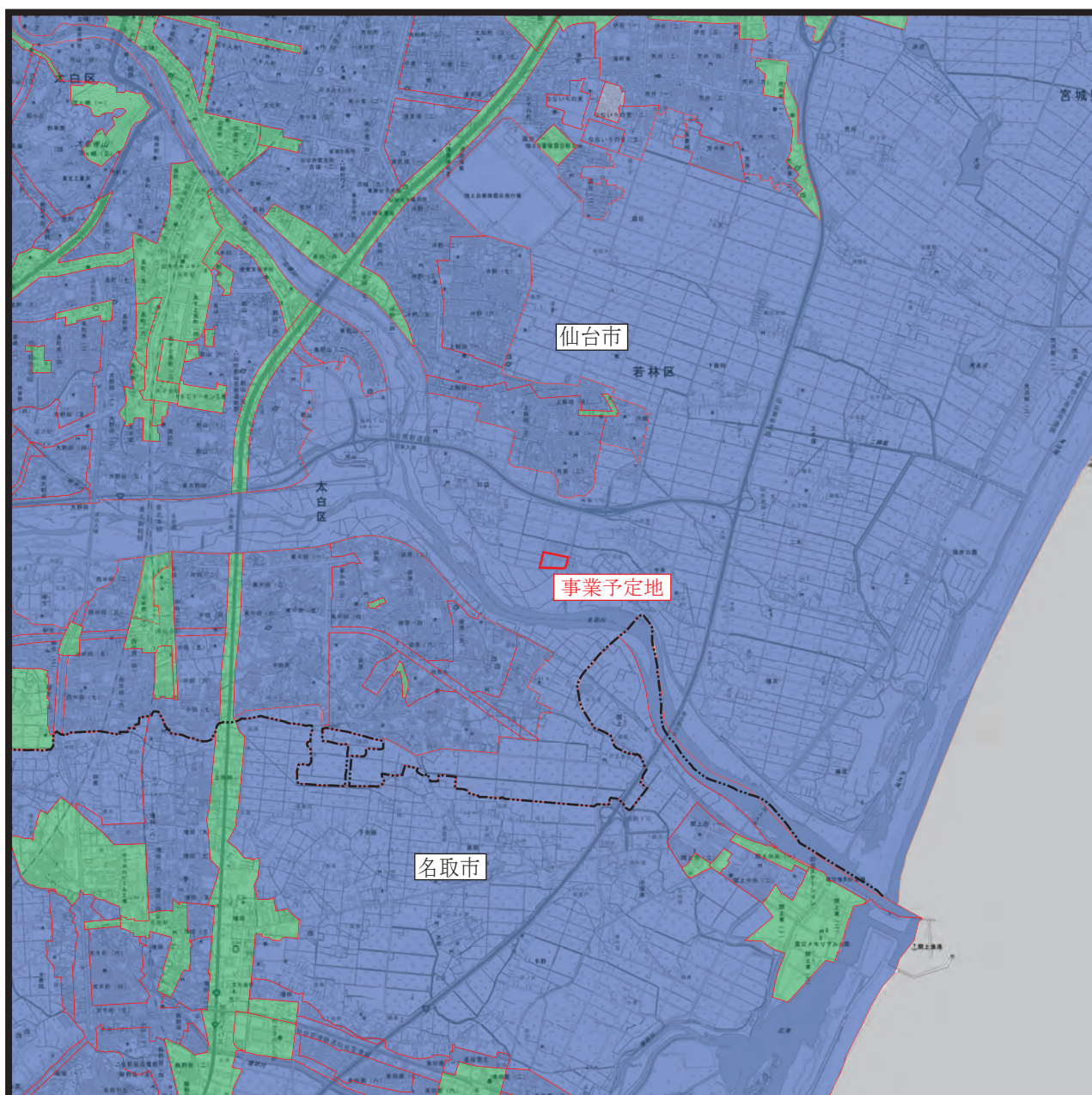
宮城県公害防止条例施行規則（平成7年宮城県規則第79号）

表 3.2.6-30 振動規制法に基づく特定建設作業及び仙台市公害防止条例に基づく指定建設作業

振動規制法	一 くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業 二 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 三 舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。) 四 ブレーカー（手持式のを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
仙台市公害防止条例	イ ブルドーザー、パワーショベル、バックホーその他これらに類する掘削機械を使用する作業 ロ 振動ローラー、ロードローラーその他これらに類する締固め機械を使用する作業

出典：振動規制法施行令（昭和51年政令第280号）

仙台市公害防止条例施行規則（平成8年仙台市規則第25号）



凡例

: 事業予定地

----- : 市町界

: 第1種区域

: 第2種区域



S = 1:60,000



「電子地形図 25000（国土地理院）」を加工して作成

図3.2.6-7 特定工場等に係る振動の
規制基準指定区域

④ 悪臭

「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 条）では、敷地境界における特定悪臭物質の濃度に係る規制基準、排出口における特定悪臭物質の流量又は濃度に係る規制基準及び排出水中における特定悪臭物質の濃度に係る規制基準が定められている（表 3.2.6-31 参照）が、事業予定地は市街化調整区域に位置するため、これらの規制基準は適用されない。

また、宮城県公害防止条例では表 3.2.6-32 に示す特定施設において、臭気指数等を規制基準として定めているが、計画施設は指定されている特定施設に該当しないため、規制基準は適用されない。

なお、「仙台市悪臭対策指導要綱」における指導基準が、仙台市全域で適用される（表 3.2.6-33 参照）。

表 3.2.6-31 (1/3) 敷地境界における規制基準

単位：ppm

物質名	規制基準
アンモニア	1.0以下
メチルメルカプタン	0.002以下
硫化水素	0.02以下
硫化メチル	0.01以下
二硫化メチル	0.009以下
トリメチルアミン	0.005以下
アセトアルデヒド	0.05以下
プロピオンアルデヒド	0.05以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009以下
イソブチルアルデヒド	0.02以下
ノルマルバレルアルデヒド	0.009以下
イソバレルアルデヒド	0.003以下
イソブタノール	0.9以下
酢酸エチル	3.0以下
メチルイソブチルケトン	1.0以下
トルエン	10.0以下
スチレン	0.4以下
キシレン	1.0以下
プロピオン酸	0.03以下
ノルマル酪酸	0.001以下
ノルマル吉草酸	0.0009以下
イソ吉草酸	0.001以下

出典：悪臭防止法施行規則（総理府令第39号 昭和47年）

悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準（令和6年仙台市告示第382号）

表 3.2.6-31 (2/3) 排出口における規制基準

特定悪臭物質の種類ごとに、次の式により算出した流量とする。 $q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$ q : 悪臭物質の流量 (0℃、1 気圧の m³/時) He : 補正された気体排出口の高さ (m) Cm : 敷地境界における規制基準 (ppm) 補正された気体排出口の高さ (He) が 5m 未満となる場合については、この式は適用しない。	
対象となる 特定悪臭物質	アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルパレルアルデヒド、イソパレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン

出典：悪臭防止法施行規則(昭和 47 年総理府令第 39 号)

悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準(令和 6 年仙台市告示第 382 号)

表 3.2.6-31 (3/3) 排水における規制基準

特定悪臭物質の種類	事業場から敷地外に 排出される排水の量	許容限度 (mg/L)
メチルメルカプタン	0.001m ³ /秒以下	0.03
	0.001m ³ /秒～0.1m ³ /秒	0.007
	0.1m ³ /秒を超過	0.002
硫化水素	0.001m ³ /秒以下	0.1
	0.001m ³ /秒～0.1m ³ /秒	0.02
	0.1m ³ /秒を超過	0.005
硫化メチル	0.001m ³ /秒以下	0.3
	0.001m ³ /秒～0.1m ³ /秒	0.07
	0.1m ³ /秒を超過	0.01
二硫化メチル	0.001m ³ /秒以下	0.6
	0.001m ³ /秒～0.1m ³ /秒	0.1
	0.1m ³ /秒を超過	0.03

出典：悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)

悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準(令和6年仙台市告示第382号)

表 3. 2. 6-32 宮城県公害防止条例に基づく特定施設

番号	施設の種類
1	飼料又は有機質肥料の製造の用に供する施設で次に掲げるもの(原料として、魚腸骨、鳥獣骨、フェザー又はこれらのソリュブルを使用するものに限る。) (一) 原料置場 (二) 原料処理加工施設 (三) 真空濃縮施設 (四) 乾燥施設 (五) 脱臭施設
2	有機質肥料の製造の用に供する施設で次に掲げるもの(一の項に掲げるものを除く。) (一) 原料置場 (二) 原料処理加工施設 (三) 強制発酵施設 (四) 乾燥施設 (五) 脱臭施設

出典：宮城県公害防止条例施行規則（平成 7 年宮城県規則第 79 号）

表 3. 2. 6-33 臭気濃度の指導基準

項目	仙台市悪臭対策指導要綱	
指導基準	敷地境界：臭気濃度 10	
	排出口：以下の 4 区分	
	排出口の区分	基準 (臭気濃度)
	高さが 5m以上 15m未満で かつ排出ガス量が 300Nm ³ /分以上のもの	300
	1 以外の高さが 5m以上 30m未満のもの	600
	高さ 30m以上 50m未満のもの	1, 000
	高さが 50m以上のもの	2, 000

注) 臭気濃度とは、臭気のある空気を無臭の空気で、臭気を感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍数をいう。

出典：仙台市悪臭対策指導要綱（平成 2 年）

⑤ 水質汚濁

ア. 水質汚濁防止法

「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）に基づき、特定施設から公共用水域に放流される処理水等について、国が定める一律排水基準が定められている（表 3.2.6-34 参照）。

なお、この他に宮城県が定める特別排水基準や宮城県公害防止条例、仙台市公害防止条例に基づく排水基準が定められているが、計画施設には適用されない。

表 3.2.6-34 (1/2) 一律排水基準（有害物質）

有害物質の種類		一律排水基準 許容限度	
カドミウム及びその化合物		カドミウム	0.03mg/L
シアン化合物		シアン	1mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPNに限る。）			1mg/L
鉛及びその化合物		鉛	0.1mg/L
六価クロム化合物		六価クロム	0.2mg/L
砒素及びその化合物		砒素	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		水銀	0.005mg/L
アルキル水銀化合物		検出されないこと。	
ポリ塩化ビフェニル			0.003mg/L
トリクロロエチレン			0.1mg/L
テトラクロロエチレン			0.1mg/L
ジクロロメタン			0.2mg/L
四塩化炭素			0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン			0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン			1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン			0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン			3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン			0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン			0.02mg/L
チウラム			0.06mg/L
シマジン			0.03mg/L
チオベンカルブ			0.2mg/L
ベンゼン			0.1mg/L
セレン及びその化合物		セレン	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	ほう素	10mg/L
	海域に排出されるもの	ほう素	230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	ふっ素	8mg/L
	海域に排出されるもの	ふっ素	15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量		100mg/L
1,4-ジオキサン			0.5mg/L

注)「検出されないこと。」とは、第二条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)

表 3.2.6-34 (2/2) 一律排水基準（その他の項目）

項目		一律排水基準 許容限度
適用される工場又は事業場における 1日あたりの平均的な排水の量		50m ³ 以上
水素イオン濃度 (水素指数) (pH)	海域以外の公共用水域 に排出されるもの	5.8以上8.6以下
	海域に排出されるもの	5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)		160mg/L (日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)		160mg/L (日間平均 120mg/L)
浮遊物質 (SS)		200mg/L (日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)		5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)		30mg/L
フェノール類含有量		5mg/L
銅含有量		3mg/L
亜鉛含有量		2mg/L
溶解性鉄含有量		10mg/L
溶解性マンガン含有量		10mg/L
クロム含有量		2mg/L
大腸菌群数		日間平均 3000個/cm ³
窒素含有量		120mg/L (日間平均 60mg/L)
リン含有量		16mg/L (日間平均 8mg/L)

注1) 日間平均による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。

注2) 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。

注3) 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が9,000mg/Lを超えるものを含む。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

注4) リン(りん)含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

出典：排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)

水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（昭和47年宮城県条例第40号）

イ. 下水道法

水質汚濁防止法に規定する特定施設及びダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設から下水を排除して公共下水道を使用する場合、「下水道法」（昭和33年法律第79号）及び「仙台市下水道条例」（昭和35年仙台市条例第19号）により、表3.2.6-35に示す排除基準に適合させて下水道へ放流しなければならない。

なお、計画施設は下水道への放流は行わないため、適用されない。

表 3.2.6-35 下水道法及び仙台市下水道条例に基づく排除基準

法令	項目	排水量50m ³ /日以上	排水量50m ³ /日未満
仙台市条例 項目	温度	45℃未満	45℃未満
	水素イオン濃度	水素指数5を超え9未満	水素指数5を超え12未満
	生物化学的酸素要求量	600 mg/L未満	1200 mg/L未満
	浮遊物質	600 mg/L未満	1200 mg/L未満
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5 mg/L以下	5 mg/L以下
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30 mg/L以下	150 mg/L以下
	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380 mg/L未満	380 mg/L未満
	よう素消費量	220 mg/L未満	220 mg/L未満
	フェノール類	5 mg/L以下	5 mg/L以下
	銅及びその化合物	3 mg/L以下	3 mg/L以下
	亜鉛及びその化合物	2 mg/L以下	2 mg/L以下
	鉄及びその化合物（溶解性）	10 mg/L以下	10 mg/L以下
	マンガン及びその化合物（溶解性）	10 mg/L以下	10 mg/L以下
	クロム及びその化合物	2 mg/L以下	2 mg/L以下
	カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L以下	0.03 mg/L以下
	シアン化合物	1 mg/L以下	1 mg/L以下
	有機燐化合物	1 mg/L以下	1 mg/L以下
	鉛及びその化合物	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下
	六価クロム化合物	0.2 mg/L以下	0.2 mg/L以下
	砒素及びその化合物	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L以下	0.005mg/L以下
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下
	トリクロロエチレン	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下
	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下
	ジクロロメタン	0.2 mg/L以下	0.2 mg/L以下
	四塩化炭素	0.02 mg/L以下	0.02 mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L以下	0.04 mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L以下	1 mg/L以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L以下	0.4 mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L以下	3 mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L以下	0.06 mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L以下	0.02 mg/L以下
	チウラム	0.06 mg/L以下	0.06 mg/L以下
	シマジン	0.03 mg/L以下	0.03 mg/L以下
	チオベンカルブ	0.2 mg/L以下	0.2 mg/L以下
	ベンゼン	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下
	セレン及びその化合物	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下
	ほう素及びその化合物	10(230) mg/L以下	10(230) mg/L以下
	ふっ素及びその化合物	8(15) mg/L以下	8(15) mg/L以下
	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L以下	0.5 mg/L以下
	ダイオキシン類	10pg-TEQ/L以下	10pg-TEQ/L以下

注1) 排水量は、1年当たりの公共下水道へ排出される下水の量を、事業場の稼働日数で除したものとする。

注2) 「ほう素及びその化合物」「ふっ素及びその化合物」の（ ）内の排除基準は海域を放流先とする終末処理場に流入する場合に適用される。

出典：下水道法施行令（昭和34年政令第147号）
仙台市下水道条例（昭和35年条例第19号）

ウ. 広瀬川の清流を守る条例

仙台市では広瀬川の豊かな自然環境と清流にふさわしい良好な水質を保全するため、「広瀬川の清流を守る条例」（昭和 49 年仙台市条例第 39 号）を制定し、河岸の自然環境を守るための「環境保全区域」及び水質を守るための「水質保全区域」を指定している。これら区域に係る基準は表 3.2.6-36 に示すとおりである。なお、事業予定地は指定地域外である（p. 3-136 図 3.2.6-2 参照）。

表 3.2.6-36 広瀬川の清流を守る条例（水質保全区域）に基づく排出規制基準

【工場等の排出許容負荷量】

区間		許容負荷量 (1日あたりのTOC負荷量 kg/日)	水質管理 基準流域
A	大倉川（大倉ダム流出口より上流）	11.6	一種
B	大倉川（大倉ダム流出口より下流）	7.7	一種
C	鳴合橋より上流（大倉川を除く）	46.2	二種
D	鳴合橋～郷六堰	52.1	三種
E	郷六堰～牛越橋	48.2	三種
F	牛越橋～愛宕橋	179.1	三種
G	愛宕橋～名取川合流前	46.7	三種

注1) 排出規制基準は、平均的な排出水量が $10\text{m}^3/\text{日}$ 以上である工場等に係る排水について適用する。なお、 $10\text{m}^3/\text{日}$ 未満の工場等の場合も、最も緩やかな基準と同等の 20mg/L 以下とする。

注2) TOCは、BOD（生物化学的酸素要求量）と読み替える。

出典：広瀬川の清流を守る条例施行規則（昭和51年仙台市規則第26号）

【工場等の排出許容負荷量（TOC 濃度単位 mg/L ）】

河川の基準流量に対する排出水量の比率	一種水質管理基準水域	二種水質管理基準水域	三種水質管理基準水域
5パーセント以上	3以下	3以下	3以下
0.5パーセント以上	3以下	5以下	5以下
0.1パーセント以上	7以下	7以下	10以下
0.01パーセント以上	10以下	15以下	15以下
0.01パーセント未満	15以下	20以下	20以下

注1) 排出規制基準は、平均的な排出水量が $10\text{m}^3/\text{日}$ 以上である工場等に係る排水について適用する。なお、 $10\text{m}^3/\text{日}$ 未満の工場等の場合も、最も緩やかな基準と同等の 20mg/L 以下とする。

注2) 基準流量とは、広瀬川の通常状態における最も少ないときの流量をいう。

出典：広瀬川の清流を守る条例施行規則（昭和51年仙台市規則第26号）

1. 残留塩素： 0.1mg/L 以下であること。
2. 外観：広瀬川の水を著しく変化させるような色又は濁りのないこと。
3. 温度：広瀬川の水温を著しく変化させるような排水温度でないこと。
4. 臭気：広瀬川の水に著しい臭気を帯びさせるような排水でないこと。

出典：広瀬川の清流を守る条例施行規則（昭和 51 年仙台市規則第 26 号）

⑥ 土壌汚染

「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）に基づく、区域の指定に係る基準は表 3.2.6-37 に示すとおりである。土壌汚染状況調査の結果、当該基準に適合しない場合、その土地の健康被害の有無に応じて、要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定される。

なお、事業予定地は両区域に指定されていない。

また、使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地及び一定規模（3,000m²）以上の土地の形質の変更が行われる場合、土壌汚染のおそれがある土地について、必要に応じて調査を実施する必要がある。

表 3.2.6-37 土壌汚染に係る区域指定の基準

分類	項目	＜地下水の摂取などによるリスク＞ 土壌溶出量基準	＜直接接種によるリスク＞ 土壌含有量基準
（第 1 種特定有害物質） 揮発性有機化合物	クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること	
	四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること	
	1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること	
	1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること	
	1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること	
	1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること	
	ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること	
	テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	
	1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること	
	1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること	
	トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	
	ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	
（第 2 種特定有害物質） 重金属等	カドミウム及びその化合物	検液 1L につき カドミウム 0.003mg 以下であること	土壌 1kg につき カドミウム 45mg 以下であること
	六価クロム化合物	検液 1L につき 六価クロム 0.05mg 以下であること	土壌 1kg につき 六価クロム 250mg 以下であること
	シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと	土壌 1kg につき 遊離シアン 50mg 以下であること
	水銀及びその化合物	検液 1L につき 水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと	土壌 1kg につき 水銀 15mg 以下であること
	セレン及びその化合物	検液 1L につき セレン 0.01mg 以下であること	土壌 1kg につき セレン 150mg 以下であること
	鉛及びその化合物	検液 1L につき 鉛 0.01mg 以下であること	土壌 1kg につき 鉛 150mg 以下であること
	砒素及びその化合物	検液 1L につき 砒素 0.01mg 以下であること	土壌 1kg につき 砒素 150mg 以下であること
	ふっ素及びその化合物	検液 1L につき ふっ素 0.8mg 以下であること	土壌 1kg につき ふっ素 4,000mg 以下であること
	ほう素及びその化合物	検液 1L につき ほう素 1mg 以下であること	土壌 1kg につき ほう素 4,000mg 以下であること
（第 3 種特定有害物質） 農薬等	シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること	
	チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること	
	チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること	
	ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと	
	有機りん化合物	検液中に検出されないこと	

出典：土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
土壌汚染対策法に規定される指定基準一覧（仙台市ホームページ）

3) 行政計画・方法等

(1) 仙台市基本計画 2021-2030

「仙台市基本計画 2021-2030」（令和 3 年 3 月）では、仙台市の目指す都市の姿と、その実現に向けた施策の方向性を示しており、市民一人ひとりの主体的な行動と、多くの方々による協働の積み重ねによってまちが形づくられてきたように、先を見通すことが困難なこれからの時代においても、まちづくりの歩みとともに進めていくため、この計画を策定している。

これからのまちづくりを進めるにあたっては、仙台市が持つ強みを活かし、協働と挑戦を重ねながら、新しい価値を創造していく姿勢こそが大切であるという考えのもと、本計画を構成している（図 3.2.6-8 参照）。

事業予定地が位置する若林区は、「田園・水辺・生物と共に生き、自然災害の経験を日常に活かすまち」、「新旧の住民が混ざりあい、支えあうあたたかなまち」、「歴史のなかで暮らし、地域の魅力を育てあうまち」、「多様な協働を通じて、新しい変化を生み出すまち」を地域づくりの方向性としている（表 3.2.6-38 参照）。

新たな杜の都に向けて

まちづくりの理念：新たなまちづくりに向けた考え方を示す。

目指す都市の姿：都市個性を見つめ直し、目指す都市の姿を示す。

チャレンジプロジェクト

私たちがチャレンジを重ねながら、重点的に取り組むプロジェクトを示す。

地域づくりの方向性

複雑化・多様化する地域の実情に応じた地域づくりの方向性を示します。また、より詳細な特性を踏まえ、「区ごとの地域づくりの方向性」を示す。

未来をつくる市政運営

市政運営の基本姿勢、都市構造形成の方針、取り組む施策の一覧を示す。

計画の推進

基本計画の推進に向けた取り組みや進行管理の方針を示す。

出典：「仙台市基本計画 2021-2030」（令和 3 年 3 月）

図 3.2.6-8 計画の構成

表 3.2.6-38 若林区における地域づくりの方向性

田園・水辺・生物と共に生き、自然災害の経験を日常に活かすまち	若林区には他区にはない豊かな環境がある。区内には広瀬川と名取川が流れており、まちの中には堀が網の目のように張り巡らされている。沿岸部ではかつて漁業が行われ、海水浴客で賑わっていた歴史もあるなど、水辺の近いところで生活が営まれてきたことも特徴的である。 また、遺跡等の様子から地震や洪水の痕跡をみることができ、この地域の暮らしは常に自然災害とともにあったことがわかる。そのため、海岸には海岸防災林が造られ、人々は水害を避けるために微高地に集落をつくるなど、生活の知恵を張り巡らして営みを続けてきた。将来の災害にしなやかに対応できるまちをつくるため、せんだい3.11メモリアル交流館や震災遺構仙台市立荒浜小学校などを活用して災害の歴史とともにそこで培われた知恵を学ぶなど、地域活動や教育を通じて、災害のリスクを意識した暮らし方を考える機会をつくり、具体的な行動を日常生活に根付かせる取り組みを行っていく。
新旧の住民が混ざりあい、支えあうあたたかなまち	東日本大震災により被災された方々の住まいとして復興公営住宅や防災集団移転先団地が整備され、区内外の方々が新たな地域での生活を始めた。一方で、地下鉄東西線の開業により沿線周辺の利便性が向上し、若い世代や外国人を含む人口が増加するなど、地域を構成する方々の顔ぶれも変わり始めている。 子育てに関する悩みや困りごとに速やかに対応できるよう、相談支援体制の充実を図るとともに、地域全体で住民の安全を守り、安心して生活ができるまちづくりを進めていく。 高齢化に伴う健康上の問題や社会的孤立も大きな課題となっており、年齢にかかわらず、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、社会的な孤立を防ぐ取り組みや、心身の健康を保つ取り組みを、地域特性も踏まえながら、地域住民や関係機関と協力して進めていく。さらには、性別や国籍、障害の有無などにかかわらず、様々な人々が交流できる場づくりを支援し、新たなコミュニティの活性化を目指す。
歴史のなかで暮らし、地域の魅力を育てあうまち	若い世代から年配の方々まで、歴史や地域の魅力に気づくことができる学びの場や、沿岸部の農業や水辺を活用した新たな学びの場づくりに取り組む。さらに、東部沿岸エリアに点在する施設や団体を、区域を越えてネットワーク化することで、地域の歴史や文化の伝承、豊かな自然の再発見や新たな賑わいの創出など、エリア全体について情報共有と協働を促すとともに、地域外に向けた情報発信区ごとの地域づくりの方向性を進めていく。
多様な協働を通じて、新しい変化を生み出すまち	若林区は三つの大きな変化に直面している。第一に、地下鉄東西線の開業による沿線の新たな土地利用と人口の増加。第二に、東北学院大学の移転に伴う学生と教職員の集中。第三に、津波被害を受けた東部地域における集団移転跡地の活用。これらの変化をまちの活力に変えるため、地域で活動する多様な人たちが互いに協働して、新しい変化をつくり出す環境づくりに取り組んでいく。 かねてから若林区では、住民が主体となって、朝市やマルシェ、マラソン大会などが開かれ、まちの魅力を育てる取り組みが継続して行われてきた。今後も新たな実践を生み出し続けるため、人と人が結びつくための場づくりや新たな担い手が育つ環境づくりに取り組むとともに、東北学院大学の新キャンパス設置を契機に、区の様々な地域資源と大学とのコラボレーションや、地元企業との共同開発・研究を目的とした産学連携、外国人留学生や在留外国人との共生を進め、地域が学生を育て、学生が地域を元気にするような相互の関係を通じ、すべての世代が地域づくりに関わっていけるような機会をつくる。また、若林区には、文化芸術や起業支援などの様々な施設、陸奥国分寺薬師堂に代表される歴史資産や、市街地から比較的近くに立地する海辺などの自然資源など、活力を生み出す豊かな土壌があります。それらの土壌を最大限活かすとともに、NP0や企業などが持つ新しい発想をまちづくりに活かし、若者の増加が見込まれる市街地や、変化が生まれ活性化しつつある海浜地域などにおいて、新たな賑わいづくりにつなげていく。

出典：仙台市基本計画2021-2030（令和3年3月）

(2) 杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2021-2030

「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2021-2030」（改定版）（令和6年3月）は、「杜の都」の良好な環境を維持・向上させ、将来へと確実に継承するとともに、仙台市の強みを活かしながら、魅力的な都市として持続的に発展していくことを目指すものである。

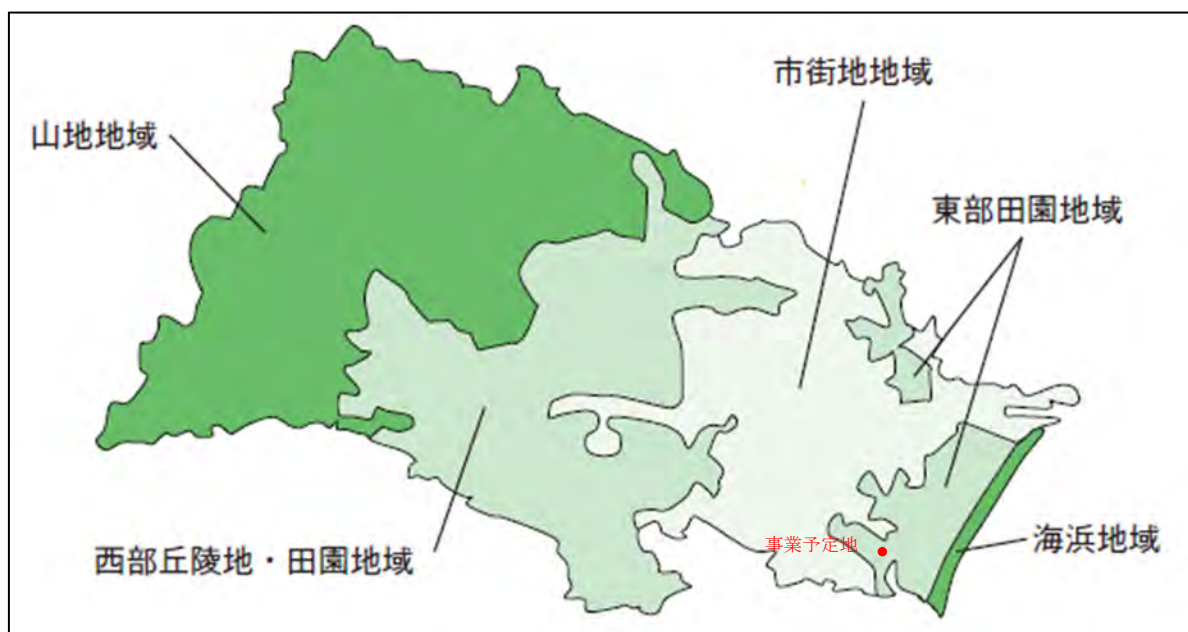
環境都市像の実現に向け、表 3.2.6-39 に示す「脱炭素都市づくり」、「自然共生都市づくり」、「資源循環都市づくり」、「快適環境都市づくり」、これらに共通する「行動する人づくり」の5つの分野別の環境施策を推進する。

また、自然地理的特性や土地利用の状況等を踏まえ、図 3.2.6-9 に示す「山地地域」、「西部丘陵地・田園地域」、「市街地地域」、「東部田園地域」、「海浜地域」の5つの地域に区分し、それぞれの地域における基本的な土地利用の方向性や環境に配慮すべき事項等の指針が示されている。なお、事業予定地は東部田園地域に指定されており、指針の内容は表 3.2.6-40 に示すとおりである。

表 3.2.6-39 目指す環境都市像

環境都市像	杜の恵みを活かした、持続可能なまち
分野別の 環境都市像	行動する人づくり ①環境にやさしい行動の輪を広げる ②環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルを定着させる
	脱炭素都市づくり ①脱炭素型のまちの構造をつくる ②脱炭素型のエネルギーシステムの構築を進める ③環境にやさしい交通への転換を進める ④脱炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを定着させる ⑤気候変動によるリスクに備える
	自然共生都市づくり ①豊かな自然環境と多様な生きものを守る ②恵み豊かな里地里山を活性化させる ③グリーンインフラをまちづくりに活かす ④自然や生きものへの愛着をはぐくむ
	資源循環都市づくり ①資源を大切に使う行動を定着させる ②資源の有効利用を進める ③廃棄物の適正な処理体制を確保する
	快適環境都市づくり ①健康で快適な生活環境を保全する ②開発事業等における自主的な取り組みを促進する ③地域の環境資源を活かした魅力的なまちづくりを進める

出典：杜の都環境プラン 仙台市基本計画2021-2030（改定版）（令和6年3月）



出典：杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2021-2030（改定版）（令和6年3月）

図 3. 2. 6-9 地域区分

表 3. 2. 6-40 環境配慮指針の内容

東部田園地域	基本的な考え方	東部田園地域は、水田等のまとまった農地が広く分布しており、食料生産の場として本市の食を支えるとともに、居久根等の地域に根差した原風景が形成されている。水田等の農地は、独自の生態系を構成しており、生物多様性の保全の観点からも重要である。また、雨水の貯留による洪水調節機能や水田からの蒸発散による気温上昇の緩和機能等を備える等、多様な機能を有している。このような環境面における水田等の価値を再認識し、農地としての利用を推進するとともに、都市的な土地利用への転換にあたっては慎重な対応が求められる。
	環境配慮の指針	・ 食料供給を担うとともに、生物多様性の保全や洪水防止など多様な機能を有する重要な地域であることから、保全に努め、開発事業等ではできる限り回避する。やむを得ず開発事業等を行う場合は、できる限り改変面積を小さくするとともに、周辺環境との調和や水田環境に生育・生息する動植物の保全を図る等、環境への影響を最小限とするよう努める。 ・ 農薬や化学肥料の使用低減に努める等、生物多様性や周辺環境に配慮した農業を進める。 ・ 自然観察や体験型農園等、自然とのふれあいの機会の創出に努める。 ・ きれいな空気や水、静穏な音環境等の良好な生活環境や、地域に根差した歴史・文化、原風景等の保全に努める。また、これらの魅力を発信し、自然とのふれあいの場や環境教育・学習の場として活用する等、地域資源の価値を高める。

出典：杜の都環境プラン 仙台市基本計画2021-2030（改定版）（令和6年3月）

(3) 仙台市都市計画マスタープラン～都市計画に関する基本的な方針 2021-2030～

「仙台市都市計画マスタープラン～都市計画に関する基本的な方針 2021-2030～」(令和3年3月)は、仙台市がもつ「杜の都」等の強みや魅力をさらに高めつつ、安全に、安心して暮らすことができ、多様な活動を支え生み出す持続可能な選ばれる都市を目指し、市民や事業者等とともに取り組みを進めるための都市計画の基本的な方針を定め、「新たな杜の都」を目指すものである。

都市づくり実現のため、「土地利用」、「交通」、「緑・景観」、「防災・環境」、「協働まちづくり」の5つの部門ごとに都市づくりの考え方・方針を示している。なお、事業予定地の土地利用は、「集落・里山・田園ゾーン」に指定されている(表3.2.6-41及び図3.2.6-10参照)。

表 3.2.6-41 (1/3) 部門ごとの基本的な考え方・方針

部門	考え方・方針
土地利用	○集落・里山・田園ゾーンにおける基本的な考え方 ・自然環境保全にも及ぶ農地・農業の持つ多面的な価値を十分に認識しながら、農林業振興や地域活性化により、集落の生活環境を維持する。また、地域に根ざした原風景の保全に努めるとともに、適切な維持管理と資源活用を進める。土地利用の転換は、公益上必要な施設や集落の生活環境を維持する施設等、周辺環境と調和したものを除き抑制する。 ・里山地域は、山地と市街地の緩衝帯として仙台市の生態系の連続性を支える地域であり、保全に努めるとともに、森林等の持続的な利活用、環境と調和した農林業の振興等を推進する。 ・田園地域は、水田の持つ気象緩和機能や保水機能等を保全する。 ・交流再生区域は、地域の特性を生かした新たな魅力の場を創出し、地域の歴史や文化、東日本大震災の記憶と経験を国内外へ発信し、継承していく。
	○住居 集落における生活環境のあり方を地域と共に検討し、維持・改善に取り組む。 ●対応する都市づくりの基本方針 ① 駅を中心とした集約型の市街地の持続的な発展 ② 各拠点の機能強化 ③ 地域の特色を生かしたまちづくり
	○文化、交流、スポーツ ・温泉や豊かな自然、工芸等の地域の資源を生かし、魅力ある観光地づくりを推進する。 ・農産物の生産と組み合わせる販売まで行う農業の六次産業化や高付加価値化、農産物等のブランド化、多様な農産物の生産者と企業や研究機関などの連携によるアグリビジネスの展開等の農業振興施策を推進する。 ・食品加工業や外食産業等との連携による新たな商品づくりや、グリーンツーリズム等の農業と地域産業との結びつきを強化する農商工連携の取り組みを推進する。 ・市民と生産者が直接ふれあう販売機会の創出や地産地消システムの確立、食と農を近づけ多様な学びやふれあいの場の創出等を推進する。 ・交流再生区域では、地域の特性を生かした新たな魅力の場を創出し、地域の歴史や文化、東日本大震災の記憶と経験を国内外へ発信し、継承していく。 ●対応する都市づくりの基本方針 ① 多様な活動を創出する都市機能の集積促進 ② 駅を中心とした集約型の市街地の持続的な発展 ③ 各拠点の機能強化 ④ 地域の特色を生かしたまちづくり
	○自然環境 ・雨水の流出調整機能や気候の緩和機能を持つ農地等について、関係法令を厳正に運用し保全に努め、田園地帯の原風景となる居久根の保全に努める。 ・杜の都の風土を守る土地利用調整条例の適正な運用により、里山や田園環境の保全を最優先とした土地利用を誘導する。 ・環境影響評価制度や開発事業の各種手続きにおいては、環境負荷の回避・低減を促すとともに、環境負荷に応じた代償措置実施の確保に努める。 ・農業振興地域制度に基づき計画的な優良農地の保全に努める。 ・市有林の維持管理や、民有林の維持管理に対する支援等、森林の適正な管理に努める。 ・市民や地域の活動と連携しながら、多様な生物が生息する森林や水田、河川・池沼、干潟等の貴重な生態系や自然環境の再生に取り組む。また、野生動物の生息域の確保につながる里山の保全にも取り組む。 ●対応する都市づくりの基本方針 ① 地域の特色を生かしたまちづくり ② 自然環境の保全・継承

出典：仙台市都市計画マスタープラン～都市計画に関する基本的な方針2021-2030～（令和3年3月）

表 3.2.6-41 (2/3) 部門ごとの基本的な考え方・方針

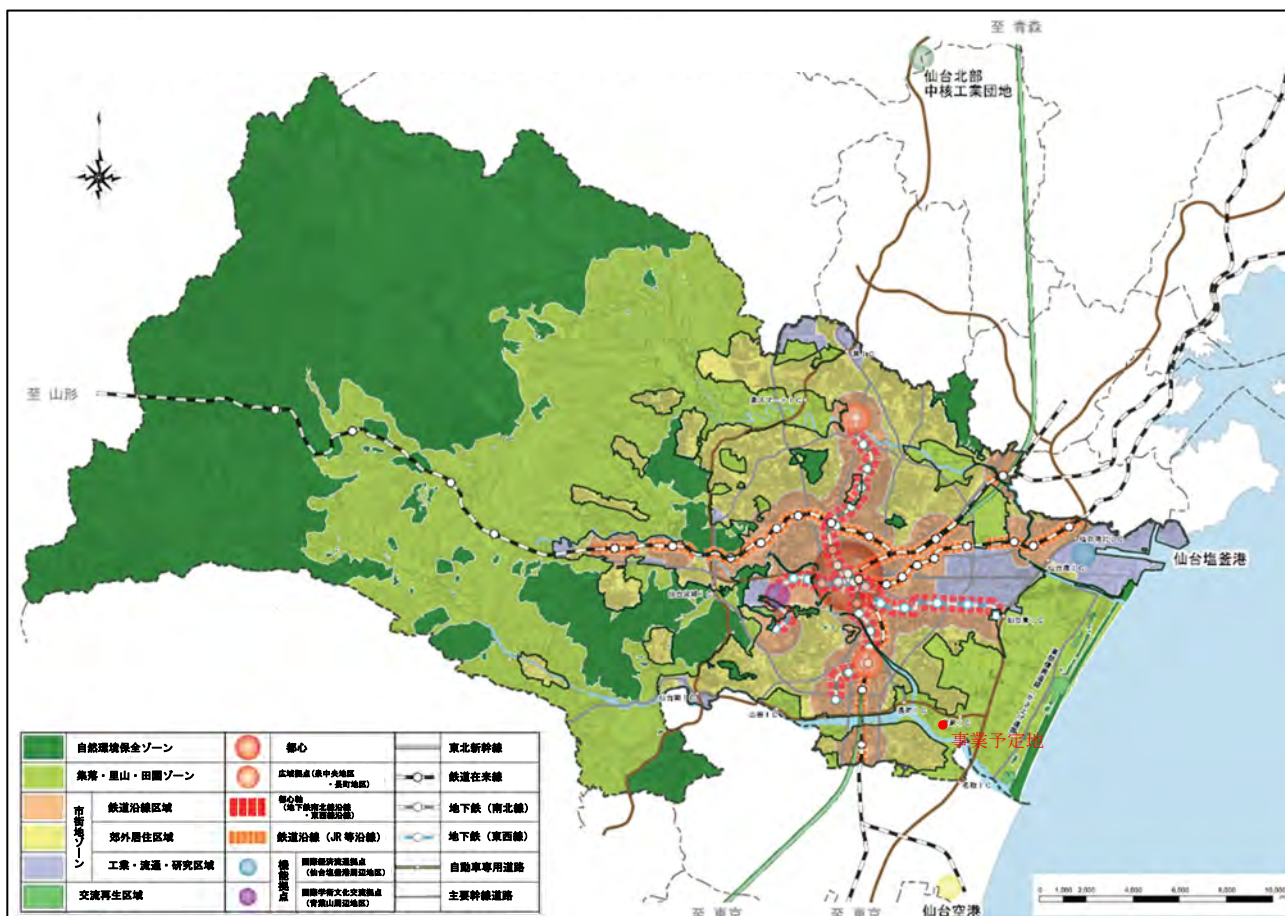
部門	考え方・方針
交通	○質の高い公共交通を中心とした都市交通の充実 ・公共交通の利便性向上と暮らしを支える移動手段 ・「かしこく移動」するライフスタイルの促進 ●対応する都市づくりの基本方針 ①質の高い公共交通を中心とした都市交通の充実 ②新技術を活用した交通システムの促進 ③脱炭素社会の実現に向けた環境負荷の小さい都市空間の形成
	○賑わい創出に向けた都市交通環境の再構築 ・都心の回遊性の向上に向けた交通環境づくり ・多様な活動を支える都心の交通環境づくり ●対応する都市づくりの基本方針 ①賑わい創出に向けた都心交通環境の再構築 ②魅力あふれる都市空間の形成と活用 ③新技術等を活用した交通システムの促進
	○多様な都市活動を支える交通政策の推進 ・経済、交流を支える交通環境の形成 ・安全、安心な交通環境の形成 ・新技術等の積極的な活用 ●対応する都市づくりの基本方針 ①多様な都市活動を支える交通政策の推進 ②新技術等を活用した交通システムの促進 ③災害に強い安全、安心な都市空間の形成
緑・景観	○みどり豊かな空間の形成と保全 ・みどりと水による潤いある都市空間の形成 ・杜の都にふさわしい都心のみどりあふれる都市空間の形成と利活用 ●対応する都市づくりの基本方針 ①魅力あふれる都市空間の形成と活用 ②杜の都の緑豊かな都市空間の形成と活用 ③自然環境の保全・継承 ④緑と潤いのある都市空間の形成と活用
	○公園・緑地・水辺の形成と保全 ・公園の整備と利活用 ・緑地の保全 ・水辺の空間整備と利活用 ●対応する都市づくりの基本方針 ①杜の都の緑豊かな都市空間の形成と活用 ②自然環境の保全・継承 ③緑と潤いのある都市空間の形成と活用
	○良好な都市景観の形成 ・杜の都の風土を育む景観の形成 ・歴史や文化、伝統等を生かした景観の形成 ・市民協働による景観づくり ●対応する都市づくりの基本方針 ①魅力あふれる都市空間の形成と活用 ②杜の都の緑豊かな都市空間の形成と活用 ③良好な都市景観の形成

出典：仙台市都市計画マスタープラン～都市計画に関する基本的な方針2021-2030～（令和3年3月）

表 3.2.6-41 (3/3) 部門ごとの基本的な考え方・方針

部門	考え方・方針
防災・環境	○災害に強い強靱な都市の構築 ・都市施設等の防災、減災機能の強化 ・浸水対策の推進 ・建築物の防災・減災対策 ・宅地の防災、減災対策 ・啓発等による防災、減災への備え ●対応する都市づくりの基本方針 ①都心にふさわしい安全・安心な都市空間の形成 ②災害に強い安全・安心な都市空間の形成
	○安心して暮らせる都市の形成 ・誰にでも優しい都市 ・防犯に配慮した都市の構築 ・公共施設や都市施設等の整備と適切なマネジメント ●対応する都市づくりの基本方針 ①災害に強い安全・安心な都市空間の形成 ②衛生的な都市環境の保全
	○都市環境の保全 ・衛生的な都市環境の維持 ・快適な生活環境の保全 ●対応する都市づくりの基本方針 ①緑と潤いのある都市空間の形成と活用 ②衛生的な都市環境の保全
	○脱炭素社会の実現に向けた都市づくり ・環境負荷の小さい都市空間の形状 ・エネルギー効率の高いまちづくり ●対応する都市づくりの基本方針 ①災害に強い安全・安心な都市空間の形成 ②脱炭素社会の実現に向けた環境負荷の小さい都市空間の形成
協働まちづくり	○多様な主体によるまちづくりの推進 ・地域主体のまちづくり活動 ・企業、大学等によるまちづくり活動 ・まちづくり活動を担う人材育成 ●対応する都市づくりの基本方針 ①地域主体の持続的なまちづくりの推進 ②多様な主体によるまちづくりの推進
	○協働まちづくりへの支援 ・まちづくり活動への支援 ・まちづくり情報の発進 ●対応する都市づくりの基本方針 ①地域主体の持続的なまちづくりの推進 ②多様な主体によるまちづくりの推進

出典：仙台市都市計画マスタープラン～都市計画に関する基本的な方針2021-2030～（令和3年3月）



出典：仙台市都市計画マスタープラン～都市計画に関する基本的な方針 2021-2030～（令和3年3月）

図 3.2.6-10 土地利用方針図

(4) 仙台市みどりの基本計画 2021-2030

「仙台市みどりの基本計画 2021-2030」（令和 3 年 6 月）は、市民・事業者・行政が緑の取組みを実施するにあたっての基本的な方針、緑の都市像や施策について定めた総合的な計画であり、令和 3 年度（2021 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 10 年間を計画期間としている。

本基本計画は、「百年の杜づくりで実現する新たな杜の都～みどりを育むひと、みどりが育むまち～」を基本理念とし、5 つの基本方針を定め、施策を推進することとしている。5 つの基本方針、施策の柱及び重点的な取組みについては、表 3.2.6-42 に示すとおりである。

表 3.2.6-42 基本方針、施策の柱及び重点的な取組みについて

基本方針	施策の柱	重点的な取組み
みどりと共生するまち	1. みどりを生かした防災・減災を進める 2. みどりにより、健全な水循環を維持・増進する 3. 都市のみどりをつなぎ、豊かな生態系を育む 4. みどりを資源として循環させる	・ みどりによる雨水対策の推進 ・ 生態系を育むみどりの保全・創出
みどりで選ばれるまち	5. みどりで人、企業を惹きつける 6. みんながみどりを享受できるまちをつくる	・ 都心部の活力・にぎわいの創出 ・ 都市部の建築物等における質の高い緑の創出
みどりを誇りとするまち	7. 杜の都にふさわしいみどりを充実させる 8. 歴史と文化の香るみどりを守り、継承する	・ 街路樹による風格ある景観づくり ・ 仙台ならではのみどりの活用
みどりとともに人が育つまち	9. 暮らしの質を高める身近なみどりを充実させる 10. みどりにより健やかな心身を育む	・ 子どもの遊び・学び環境の充実 ・ みどりを活用したコミュニティ、地域づくりの推進
みどりを大切にするまち	11. みどりの持続可能な管理体制を構築する 12. 悠久の百年の杜を発信する	・ 施設マネジメントの推進 ・ みどりの魅力・情報発信の強化

出典：仙台市みどりの基本計画2021-2030（令和3年6月）

(5) 仙台市地球温暖化対策推進計画 2021-2030（令和 3 年 3 月策定、令和 6 年 3 月改定）

「仙台市地球温暖化対策推進計画 2021-2030」（令和 3 年 3 月）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」、「気候変動適応法」、「仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例」及び「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2021-2030」に基づき、計画されたものである。

仙台市地球温暖化対策推進計画 2021-2030 では、当時の国の目標を上回る温室効果ガス削減目標を掲げるとともに、令和 32 年（2050 年）温室効果ガス排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」宣言を行い、市民・事業者と協力して取り組みを進めてきた。

その後、国の目標の引き上げや国際社会への早期の対策が求められる状況等を踏まえ、脱炭素都市の実現に向けた取り組みをさらに加速させるため、令和 6 年に計画の改定を行った。

地球温暖化対策の推進には、温室効果ガスの排出量を抑制する施策（緩和策）と、気候変動による影響に対し、被害の回避や軽減を図る施策（適応策）を合わせて進めることが重要であることから、緩和策と適応策を施策体系の 2 つの大きな柱としている（表 3.2.6-43 参照）。

表 3.2.6-43 施策の体系

緩和策	①脱炭素型のまちの構造をつくる
	②脱炭素型のエネルギーシステムの構築を進める
	③環境にやさしい交通への転換を進める
	④持続可能な資源循環都市を目指した取り組みを進める
	⑤脱炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを定着させ行動を促す
	⑥地域経済と環境の好循環を生み出す
適応策	①気候変動が農業や自然環境に及ぼす影響を把握し適応する
	②自然災害による被害を最小限に抑える
	③健康に与える影響を把握し軽減する
	④事業活動・生活環境におけるリスクに備える

出典：仙台市地球温暖化対策推進計画 2021-2030（令和 3 年 3 月策定、令和 6 年 3 月改定）

(6) 仙台市「杜の都」景観計画（平成 21 年 3 月策定、令和 4 年 6 月変更）

「仙台市『杜の都』景観計画」（平成 21 年 3 月策定、令和 4 年 6 月変更）は、「杜の都の風土を育む景観条例」をはじめとする自主条例による枠組みを、より実効性の高い施策として展開し、仙台の伝統と個性を誰もが実感できる都市の創生を図るものであり、市民・事業者・行政との協調と連携による風格ある「杜の都」の景観作成を進めていく計画である。

仙台市全域における景観形成の基本計画は表 3.2.6-44 に、景観計画区域の設定については表 3.2.6-45 及び図 3.2.6-11 に示すとおりである。景観計画区域における景観形成の方針は表 3.2.6-46 に示すとおりであり、事業予定地は田園地ゾーンに指定されている。

表 3. 2. 6-44 全市域における景観形成の基本計画

基本テーマ	基本方針	内容
杜の都の風土を育む 風格ある景観づくり	みどりに囲まれた美しい「都市の眺望風景の保全」	「杜の都」の基調を成す、奥羽山系から連なる山々や丘陵、仙台平野の田園等から成る風景は、市街地景観の借景として貴重な役割を有しており、みどりに囲まれた美しい都市の風景としていつまでも身近に感じ取れるよう眺望風景の保全を図る。
	機能集約型の都市づくりに適うメリハリのある「良好な市街地景観の形成」	都心や広域拠点、鉄道駅周辺な等への都市機能の集積及び高度化等、持続可能で多様性に富んだ機能集約型の都市づくりと連動しながら、地域の特色や土地利用を踏まえた良好な市街地の景観形成を図る。
	暮らしやすさが実感できる「心地良い生活環境の育成」	地域に対する人々の愛着と誇りを育み、街並みの価値観の共有を促す環境として、家づくり・庭づくり・まちづくり等の身近な景観形成の活動を通じて、安心して快適に暮らせる心地良い、ゆとりある生活環境を育成する。
	個性と伝統を受け継ぐ「風情ある街並み景観の醸成」	広瀬川が流れ、青葉山等の丘陵地に囲まれながら、城下町以来受け継いできた「杜の都」のたたずまいを都市の文化として尊重し、個性と伝統のある「杜の都」として風情のある景観の醸成を図る。
	仙台の顔にふさわしい「風情ある都心景観の創出」	みどりに包まれた美しくゆとりある環境と業務機能や商業機能が集積した利便性を生かしながら、街並みの美しさや居心地の良さを実感できる質の高い空間を形成し、仙台の顔にふさわしい風情ある景観の創出を図る。

出典：仙台市「杜の都」景観計画（平成21年3月策定、令和4年6月変更）

表 3. 2. 6-45 景観計画区域の設定

景観特性	ゾーン名称	ゾーン特性
自然景観	山並み緑地ゾーン	奥羽山系から市街地西部に広がる山並み・丘陵地等からなる地域で、奥山の自然公園や里山を含む広大な自然緑地ゾーン
	河川・海岸地ゾーン	奥羽山系から太平洋に悠々と流れる七北田川、広瀬川、名取川の河川沿いと海岸の貞山運河沿いからなる雄大な水系ゾーン
	田園地ゾーン	仙台平野に広がる穀倉地域と根白石、六郷、七郷等の農村集落からなる広大な田園地ゾーン
市街地景観	商業業務地ゾーン	交流拠点となる仙台駅を中心とする都心部と泉中央・長町等の広域拠点からなる商業業務地ゾーン
	沿線市街地ゾーン	地下鉄やJR等の南北・東西交通軸上、旧街道沿いを含む沿線上等に広がる住宅・商業等の複合用途からなる市街地ゾーン
	郊外住宅地ゾーン	市街地外縁部の郊外地域に広がる住宅地ゾーン
	流通業務地ゾーン	市街地東部や仙台塩釜港周辺地域、インターチェンジ周辺地域等からなる流通業務地ゾーン
	行楽地ゾーン	仙台城跡や山間の秋保・作並等の温泉地と定義周辺の自然と調和した風景を楽しむ行楽地ゾーン

出典：仙台市「杜の都」景観計画（平成21年3月策定、令和4年6月変更）



出典：仙台市「杜の都」景観計画（平成 21 年 3 月策定、令和 4 年 6 月変更）

図 3.2.6-11 景観計画区域

表 3. 2. 6-46 景観計画区域における景観形成の方針

景観特性	ゾーン名称	方針
自然景観	山並み緑地ゾーン	・ランドマークとなる近郊の山並みや奥山の景観の保全を図る ・山や丘陵等の地形を活かし、地域の原風景に調和した景観の形成を図る ・里山における景観の保全や山あいの安らぎ感のある良好な景観の形成を図る
	河川・海岸地ゾーン	・豊かな自然と風の道等の環境効果により、都市を潤す水辺景観の保全を図る ・広瀬川沿い等水辺空間と街並みが調和し、親水性に配慮した景観の形成を図る ・太平洋岸の海岸線や貞山運河沿いの松林等の自然や歴史景観を活かした景観形成を図る
	田園地ゾーン	・広がりのあるみどり豊かな田園景観の保全と形成を図る ・田園地帯の原風景となる居久根や農村集落の景観の保全と形成を図る ・遠景を望む眺望ポイントとしての景観形成を図る
市街地景観	商業業務地ゾーン	・拠点性を高め、立体的まとまり感のある景観形成を図る ・気品ある賑わいと活気、歩いて楽しい街並み景観の形成を図る ・みどりやオープンスペースをもつ、ゆとりと潤いのある景観形成を図る
	沿線市街地ゾーン	・沿線の街並みの連続性と賑わいに配慮した景観形成を図る ・中高層住宅として集約的まとまり感のある景観形成を図る ・社寺や旧街道筋等、歴史的な資源に配慮した景観形成を図る
	郊外住宅地ゾーン	・周囲の自然環境と調和した、落ち着き感のある良好な住宅地の景観形成を図る ・くつろぎとやすらぎ、潤いのある住宅地景観の形成を図る ・地区特性を活かした美しい景観形成を図る
	流通業務地ゾーン	・流通業務機能の活動感と広々としたゆとりが感じられる景観形成を図る ・ゆとりある空間にみどり豊かな業務環境として企業活力を活かした景観形成を図る ・仙台塩釜港周辺地区では、ウォーターフロントとして賑わい・交流機能を活かした景観形成を図る
	行楽地ゾーン	・観光レジャーの楽しさが感じられる景観形成を図る ・四季折々の自然豊かな風景を楽しめる景観形成を図る ・落ち着きと風情ある観光地として、山里を彩る景観形成を図る

出典：仙台市「杜の都」景観計画（平成21年3月策定、令和4年6月変更）

(7) 仙台市一般廃棄物処理基本計画（令和 3 年度（2021 年度）～令和 12 年度（2030 年度））

「仙台市一般廃棄物処理基本計画（令和 3 年度（2021 年度）～令和 12 年度（2030 年度））」（令和 3 年 3 月）では、「仙台市基本計画」の理念や「杜の都環境プラン」が目指す都市像を踏まえた、基本的な考え方を掲げており、内容については表 3.2.6-47 に示すとおりである。

将来のごみ総量の見込み量から、プラスチックごみや食品ロスの発生抑制等によって、見込み量から約 11%（令和元年度（2019 年度）比で約 12%）を削減し、令和 12 年度（2030 年度）までに、ごみ総量 33 万トンを目指す。この目標は、前計画の策定当初に設定したものでもあり、震災によるごみ量の急増に対し市民・事業者・市が連携した取り組みを活かしながら、新たな目標の達成に向けて市民の方々と共にごみ減量を一層進めていく。

本計画の基本的な考え方を踏まえ、表 3.2.6-48 に示す基本目標が設定されている。また、基本目標を達成するうえで、必要な取組状況等を把握する指標として、表 3.2.6-49 に示す参考指標が設定されている。

表 3.2.6-47 基本的な考え方

「杜の都の資源」を次の世代へ 持続可能な資源循環都市をめざして	
限りある資源の大切さが認識され、無駄なく循環的に利活用されることで、杜の都の良好な環境を維持し、住みやすさを感じることができるまちを目指して、市民一人ひとりがものを大切に使い、資源とごみの分別などの 3 R に取り組むとともに、安全で安定的な廃棄物処理体制を確保する。	

出典：仙台市一般廃棄物処理基本計画（令和 3 年度（2021 年度）～令和 12 年度（2030 年度））
（令和 3 年 3 月）

表 3.2.6-48 基本目標

基本目標	基準値 令和元年度	中間目標 令和 7 年度	最終目標 令和 12 年度
①ごみ総量	37.3 万トン	6%削減 35 万トン	12%削減 33 万トン
②最終処分量	5.2 万トン	6%削減 4.9 万トン	12%削減 4.6 万トン
③ 1 人 1 日当たりの 家庭ごみ排出量	463 グラム	7%削減 430 グラム	14%削減 400 グラム
④家庭ごみに占める 資源物の割合	42.5%	7.5 ポイント引き下げ 35%	12.5 ポイント引き下げ 30%

出典：仙台市一般廃棄物処理基本計画（令和 3 年度（2021 年度）～令和 12 年度（2030 年度））
（令和 3 年 3 月）

表 3.2.6-49 参考指標

参考指標	基準値 令和元年度	中間目標 令和 7 年度	最終目標 令和 12 年度
①事業ごみ量	13.9 万トン	7%削減 → 13 万トン	14%削減 → 12 万トン
②リサイクル率	28.5%	1.5 ポイント引き上げ → 30%	3.5 ポイント引き上げ → 32%
③家庭系食品ロス量	1.8 万トン	22%削減 → 1.4 万トン	半減 → 9 千トン
④廃棄物分類の 温室効果ガス排出量	13.7 万トン-CO ₂	13%削減 → 12 万トン-CO ₂	27%削減 → 10 万トン-CO ₂

出典：仙台市一般廃棄物処理基本計画（令和 3 年度（2021 年度）～令和 12 年度（2030 年度））
（令和 3 年 3 月）

（8）仙台市環境行動計画

「仙台市環境行動計画」（令和 6 年 3 月）は、市の事務事業に伴う環境負荷低減を推進する上で基本となる「仙台市環境行動方針」（平成 18 年 3 月策定）に基づき策定するものであり、「杜の都環境プラン」における「第 6 章 推進のための取り組み 4 市の率先行動の推進」を図る上で重要な計画である。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項に基づき、市役所自らの事務事業に関する取り組みについて定めた「地方公共団体実行計画（事務事業編）」として位置付けるとともに、市有建築物の建築・改修時等における低炭素化技術の導入推進を図る「仙台市市有建築物低炭素化整備指針」や、公共施設全般のライフサイクルコストの適正化を図る「仙台市公共施設総合マネジメントプラン」とも整合させた計画とする。

計画期間については、「地方公共団体実行計画（事務事業編）」の策定にかかる国のマニュアルでは令和 12 年度（2030 年度）末までとすることが推奨されているとともに、「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」、「仙台市地球温暖化対策推進計画」及び「仙台市一般廃棄物処理基本計画」における各計画期間も 10 年間であること等を踏まえ、本計画の計画期間は令和 3 年度（2021 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 10 年間とする。

本計画における管理項目及び目標については表 3.2.6-50 及び表 3.2.6-51 に示すとおりである。

表 3.2.6-50 仙台市環境行動計画の管理項目

分類	管理項目
エネルギーの使用量の削減	「購入電力量」、「都市ガス使用量」、「プロパンガス使用量」、「重油使用量」、「灯油使用量」、「ガソリン使用量」、「軽油使用量」、「圧縮天然ガス（自動車用）使用量」、「新築・改築建築物のZEB化の実施状況」、「LED照明の導入状況」
再生可能エネルギー等導入の推進	「再生可能エネルギー等導入施設数及び発電量」、「太陽光発電設備の設置状況」、「再生可能エネルギー電力の導入状況」
温室効果ガス排出量の削減	「エネルギーの使用に伴う二酸化炭素排出量」、「公用車に占める電動車等の割合」、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条第1項に定める「一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量」、「下水汚泥の焼却に伴う温室効果ガス排出量」、「下水等の処理に伴う温室効果ガス排出量」、「麻酔（笑気ガス）の使用に伴う温室効果ガス排出量」
資源の有効利用、廃棄物の減量とリサイクル推進	「上水道使用量」、「紙類使用量（PPC 用紙及び外注印刷物）」、「一般廃棄物排出量」、「一般廃棄物のリサイクル率」、「産業廃棄物排出量」、「建設副産物のリサイクル率」
大気・水環境等の保全	「汚染物質の排出状況及び自主基準による管理」、「PCBの適正管理」、「フロン・ハロンの適正管理」、「産業廃棄物の適正処理」、「アスベストの飛散防止」、「その他の法規制遵守」、「緊急事態の対応」
グリーン購入の推進	「グリーン購入法適合商品等の調達状況」

出典：仙台市環境行動計画（令和6年3月）

表 3.2.6-51 仙台市環境行動計画の目標

項目	目標	目標設定の考え方及び取り組みの方向性	目標達成に向けた取り組み
二酸化炭素排出量	令和12年度（2030年度）におけるエネルギー使用に伴う二酸化炭素排出量を平成25年度（2013年度）比で55%以上削減する。	目標設定にあたっては、国が「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」で定める電源構成を前提とした電気の排出係数（0.25kg-CO ₂ /kWh）を使用するとともに、国の「政府実行計画」の取り組みを踏まえ、仙台市自らが取り組む施策の効果を積み上げることとする。 また、非エネルギー起源の二酸化炭素の削減については、プラスチックごみの削減や、ごみや汚泥の焼却量の減量化に取り組むものとする。	○「温室効果ガス削減アクションプログラム」を通じた取り組みの推進 ○建築物の整備、管理等に当たっての取り組みの推進 ・市有建築物の脱炭素化 ・エネルギーマネジメントの強化 ○再生可能エネルギー等の導入拡大の推進 ○物品やサービスの購入・使用にあたっての取り組みの推進 ・市有施設の照明のLED化 ・公用車の電動化 ・再生可能エネルギー電力の導入 ○職員による環境マネジメントの徹底 ・環境行動 ・独自目標 ・脱炭素化に向けた職員の意識啓発 ○事業別の取り組み ・下水道事業 ・水道事業 ・交通事業 ・ガス事業 ・病院事業
一般廃棄物	令和12年度（2030年度）における一般廃棄物排出量を令和元年度（2019年度）比で16%以上削減する。	「仙台市一般廃棄物処理基本計画」においては、持続可能な資源循環都市の実現に向け、ごみの発生抑制（リデュース）を中心に3Rを進めることにより、ごみの総量について、令和12年度（2030年度）までに33万t以下（令和元年度（2019年度）比12%削減）とする最終目標を掲げている。また、中間年度である令和7年度（2025年度）までに35万t以下（令和元年度（2019年度）比6%削減）とする中間目標を設定している。 本計画では、この最終目標を4ポイント上回る目標値（令和元年度（2019年度）比16%削減）を設定し、その中間年度にあたる令和7年度（2025年度）では、前計画で目標としていた令和元年度（2019年度）比8%以上の削減を目指す。	○廃棄物の減量・リサイクル推進に向けた職員一人ひとりの取り組みの徹底 ・プラスチックごみの削減をはじめとした、ごみの発生抑制（リデュース）に重点的に取り組む。 ・廃棄物を排出する箇所等に、廃棄物の減量やリサイクルの厳格運用を促す啓発ツールを作成・掲示するとともに、研修や庁内LANなどを活用し、職員の取り組みが徹底されるよう、職員の意識向上を図る。 ・廃棄物の減量・リサイクル推進に係る庁内の優良事例について広く情報収集等を行い、研修や庁内LANを活用した周知等により、全庁への水平展開を図る。 ○廃棄物の減量・リサイクル推進に向けた進捗管理の徹底 ・排出量が多い主要施設に関しては、実績集計や要因分析の機会を年央にも設けることで、削減に向けた効果的な対策を図る。 ・各課や公所におけるごみ分別状況の自主点検や、環境管理事務局による点検等により、ごみの適正排出と分別の徹底を図る。 ○その他 ・各課・公所において、所管業務に伴う廃棄物の排出量削減について可能な限り定量的な独自目標を設定し、削減に取り組む。

出典：仙台市環境行動計画（令和6年3月）